

第5回 大川小学校事故検証委員会 議事録

日 時：平成 25 年 10 月 20 日（日）13 時～16 時 30 分

場 所：石巻合同庁舎 5 階大会議室

出席者：委員	数見隆生	東北福祉大学総合福祉学部社会教育学科教授
	佐藤健宗	弁護士、鉄道安全推進会議（TASK）事務局長、 関西大学社会安全学部客員教授
	首藤伸夫	東北大学名誉教授
	美谷島邦子	8. 1 2 連絡会事務局長
	室崎益輝	ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長 神戸大学名誉教授
調査委員	大橋智樹	宮城学院女子大学学芸学部心理行動科学科教授
	佐藤美砂	弁護士、公益財団法人日弁連交通事故相談センター理事
	翠川 洋	弁護士、東北大学法科大学院非常勤講師、 公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事
	南 哲	神戸大学名誉教授
オブザーバー	文部科学省	子供安全対策支援室・大槻室長
	宮城県教育委員会	高橋教育長
事務局	首藤由紀	（株）社会安全研究所 所長

【開会】

室崎委員長 定刻になりましたので、第5回大川小学校事故検証委員会を開始させていただきます。冒頭でございますが、亡くなられた皆様のご冥福を祈るとともに、まだ見つかっていない方々が一日も早く家族の元に帰ってこられることを祈りまして、黙祷を捧げたいと思います。記者の方も一緒をお願いできればと思います。それではよろしくお願いいたします。黙祷。

【黙祷】

室崎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして、また2、3お願いとご連絡事項を申し述べさせていただきます。まず、この第5回検証委員会が、私どもの準備上のいろいろな都合により日程変更となってしまいまして、多くの皆様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫びしたいと思います。

次からが恒例のお願いになります。カメラの撮影ですが、今日は議題で言うと資料1-1、今回のとりまとめと位置づけという部分の、説明と議論のところまでカメラ撮りしていただきたい、それ以降はご遠慮いただきたいということです。

第2点、終了後、これも恒例ですが記者会見をさせていただく予定です。可能な委員にご出席いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

第3点目のお願いです。カメラ撮影不可の傍聴席を設けております。その傍聴席へ向けてのカメラ撮影はご遠慮いただきたいと思いますので、これもよろしくお願いいたします。

最後にこれは、委員の皆さんにも関係することですが、自由にご発言をいただくという趣旨で行っておりますけれども、発言の中で、個人情報に関わると判断した場合は、議事録の中でその部分だけは削除させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

ということで、まずそういうかたちでさせていただきたいと思います。

では、資料の確認から、事務局、よろしくお願いいたします。

【資料確認】

事務局 お手元の資料を確認させていただきます。配付資料は、配席図と傍聴の方の注意事項、本日の議事次第が1枚ございます。続きまして、資料1-1「今回の『事実情報に関するとりまとめ』の位置づけ」、資料1-2「第4回委員会以降に判明した主な事実情報」、資料1-3として、「大川小学校事故検証事実情報に関するとりまとめ（案）」、資料2といたしまして「今後の分析の方向性」、資料3といたしまして「有識者公開ヒアリング・一般からの意見募集について〈事務局案〉」。本日の資料は以上です。過不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

【挨拶】

室崎委員長 それでは、まずご挨拶をお受けしたいと思います。文部科学省子供安全対策支援室長の大槻さん、よろしくお願いいたします。

大槻室長 第5回検証委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆さまには、前回以降も引き続き関係者の聴き取り等を精力的に行っていたいておりますことを、この場を借りて、お礼申し上げたいと思います。また、聴き取りに応じていただいた関係者の皆さま方にも、お礼を申し上げたいと思っております。

もとよりこの委員会は84名もの尊い命が犠牲となった事故に関しまして、当日の状況、事前の備え、事後の対応につきまして、可能な限り明らかにしていくとともに、そこから得られました教訓を再発防止に活かしていくということを目的としているところでございます。文部科学省としても、宮城県教育委員会とともに、公正中立な調査検証が行われるよう、努めてまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

室崎委員長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、宮城県教育委員会の教育長、高橋さんからご挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高橋教育長 県教育委員会から、ご挨拶を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、これまで連日、精力的に聴き取り等の調査、作業にあたっていただいておりますことを、この場をお借りして、心より感謝を申し上げます。本日の委員会では、事実情報に関するとりまとめ等に関して、ご議論が行われると伺っているところです。県教育委員会といたしましては、今後とも文部科学省とともにこの検証に関わり、このような悲惨な事故を二度と起こさないために、この検証結果を今後の学校防災等に生かしていきたいと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

室崎委員長 どうもありがとうございました。それでは、議事次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきたいと思えます。

まず、1番目、「事実情報に関するとりまとめ（案）」についてというところです。事務局のほうから、資料1-1の説明をよろしくお願いいたします。

【1.「事実情報に関するとりまとめ（案）」について】

【資料1-1.「事実情報に関するとりまとめ」の位置づけ】

事務局 申し遅れましたが、本日、芳賀委員のみ、どうしてもご都合が合わずにご欠席ということを事務局からご報告させていただきます。

資料1-1に基づきまして、今回の「事実情報に関するとりまとめ」の位置づけを事務局から説明させていただきます。資料1-1冒頭にお書きしております基本の考え方ですが、今回、この「事実情報に関するとりまとめ」を作成しましたのは、これから実施いたします有識者等からのヒアリング、さらには事故要因の分析作業に向けまして、現在判明している「事実情報」について全体像をとりまとめたものでございます。

今回のとりまとめは、検証委員会が最終的にとりまとめる報告書の全体構成、そのページの中段に枠組みでお書きしておりますが、概ねこのような全体構成を予定しておりまして、そのうち第1章から第3章までに概ね該当する位置づけでございます。

本日、この「とりまとめ（案）」に基づきまして、委員会として事実認定を行い、今後、これらの事実に基づく分析を進めたいと考えております。

ただ、そこに「※」でお書きしておりますが、個人情報保護の観点などから考えて、公開の場での議論では事実認定を行うことが困難な部分がございます。そういった部分については、全委員・調査委員の参加する作業チーム打ち合わせにて検討しておりますし、今後もそういう場で検討するということになるかと存じます。

枠の下ですが、本日のとりまとめについての留意事項を簡単に整理させていただきました。今回の「とりまとめ（案）」には、事実情報すべてが、現在載っているというわけではございません。次のような観点から、詳細な記述を若干差し控えている部分があるというふうにご理解ください。

その観点というのが、下にあります2点でございます。1点目は関係者からの聴取結果のみに基づく、すなわち、客観情報がない中でとりまとめた事実情報でありまして、詳細の公表前にその聴取にご協力いただきました当事者から意見を伺って、間違いはないかどうかの確認をすることが必要な事項でございます。

もう1点、さらに現段階で詳細な調査、確認が必要とされる事項がございまして、これらについては、詳細な記述を現時点では差し控えております。今後、最終報告書の公表に向けて、さらに確認や精査を進めてまいるといところです。

さらに、最後の部分ですが、今後の分析の過程で新たに必要な事実情報の収集・精査を行って、事実情報を追加・修正する可能性もあることを申し添えます。

事務局からは以上です。

室崎委員長 どうもありがとうございます。ただいまの、事務局からの位置づけについてのご説明に対して、ご意見等、ございますでしょうか。

一つは、留意事項のところですが、十分、今回のとりまとめで書ききれていない部分があるだろうと思います。第1点目は、その意見を述べていただいた方の了解をとらないと載せられない部分で、再度、記載していかどうかを含めて了解をとった上で載せるようになる。

二つ目は、まだ少し詳細に微調整というか、事実認定をさらに細かく確実にしないと書けない部分があるので、それは今後、もうしばらく事実確認の精査をして、確認ができたものについては載せる。

第3点目、いうまでもないですが、個人情報に関わる問題については、できるだけ個人情報に差し支えないかたちで検討していく、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局 事務局としては、そのようなかたちで整理させていただきまして、お願いしているところでございます。

室崎委員長 委員の方で、何か特にご意見は。

では、この点については後の議論の中で、もしコメントなりご意見があれば、自由にご意見をいただくということで、取りあえずこのかたちで進めさせていただきたいと思っております。

いつも恐縮なのですが、カメラ撮りはここまでということになっておりますので、申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に進ませさせていただきたいと思っております。基本方針で、位置づけにてご説明いただいたのですが、この中身に関わります。第4回委員会以降に判明した主な事実情報について、ご担当の委員からご説明いただいて、議論してまいりたいと思っております。資料1-2について、まずは事務局からご説明よろしくお願ひします。

【資料 1-2. 第 4 回委員会以降に判明した主な事実情報】

事務局 資料 1-2 の前半部分、地区住民等に対するアンケート調査の結果（速報）について事務局からご説明いたします。資料 1-2 の表紙をおめくりください。1 ページ目に調査概要を掲載しております。大川地区と北上地区に在住であった住民の方を対象ということで、配布数、回収数、回収率など、こちらに記載したとおりでございます。

3 ページをご覧ください。震災以前の津波等に関する意識や震災当日の行動についてということで、大きく、全体の集計のほかに、長面・尾崎地区と、それ以外の大川地区、北上地区の 3 種類で集計を行いました。3 ページのグラフは、震災以前に居住地区で「津波災害」が起こることをどの程度心配していたかという結果でございます。長面・尾崎地区ではかなり高い割合で心配していたという結果がございますが、それ以外の大川地区と北上地区では、あまり心配していなかった、まったく心配していなかったとの回答が、非常に多い結果が出ております。

4 ページにまいります。震災の前、平成 21 年 3 月に石巻市で「防災ガイド・ハザードマップ」が配布されました。その認知度を尋ねた設問に対する回答でございます。簡単に申し上げますと、いずれの地区でも、そのハザードマップを知っており、内容を十分に理解していたとの回答は 10%程度ということで、回答者の多くがその内容を詳しく知らない、もしくは、そのもの自体を知らないと回答されています。

5 ページにまいります。津波発生時の避難場所についての認知度を尋ねたものでございます。長面・尾崎地区で、高い率でご存知であったという回答が得られていますが、それ以外の大川地区や北上地区では半数程度、また避難所はどこか知らなかったという回答について、4 割近い割合になっているとの結果が出ております。

6 ページでございます。震災の前年、平成 22 年 2 月末に南米チリで発生した地震に伴って、大津波警報が発令されました。この際に、どのような行動をとったかについてお尋ねした設問への回答状況でございます。長面・尾崎地区では約 6 割の方が、自宅にいた全員、もしくは自宅にいた家族の一部が避難したと答えられています。同じような回答は長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では 1 割程度でありまして、自宅にいた家族が誰も避難しなかったとの回答が 7 割程度という結果になりました。

7 ページは、石巻市内で震災 2 日前に降った雪がどの程度残っていたかという設問への回答でございます。多くの地区でほとんど残っていなかったという回答状況になりました。

8 ページです。東日本大震災の発生した当時、ご自宅周辺にいた方のみを対象といたしまして、そのときのことをお尋ねした設問への回答でございます。まず、防災行政無線の放送が聞こえたかですが、北上地区はかなり聞いたという方が 6 割程度いらっしゃるのですが、大川地区では 1、2 割にとどまっております。

9 ページにまいります。その際、地震発生後に避難行動をとったときの開始時刻について、おおよその時刻をお尋ねいたしました。長面・尾崎地区では、かなり早い時刻に避難を開始

されておりまして、15時15分ごろまでの間に、半数以上の方が避難を開始したというふうにご回答されております。それに対して、それ以外の大川地区と北上地区では、そのような回答は2割から3割程度という結果になりました。

10 ページにまいります。その避難のきっかけですが、ほとんどの方、特に長面・尾崎以外の大川地区や北上地区でも、近所の方から言われたから、もしくは実際に津波を目撃したからというきっかけで避難を開始した方が4割という結果になっています。

アンケート調査結果の概要は以上でございます。

室崎委員長 どうもありがとうございます。続いて、資料1-2の、その後の部分です。「大川小学校付近に来襲した津波の挙動について（第2版）」という部分を大橋調査委員からよろしくお願いたします。

大橋調査委員 はい、資料の11ページからということになります。主として、前回の委員会、8月24日のときにご報告した内容ですが、その後に判明したことを加えまして、挙動について、およそこういうことが事実であろうということを認定した背景をご説明することになります。

時間もございますので、前回の委員会でのお話についてはざっと読み上げるかたちで、今回、新たに判明した部分、あるいは認定したプロセスのようなものをしっかりとご説明させていただきたいと思っております。

まず、「はじめに」の部分、これは前回の「はじめに」と、ほぼ内容は同じです。大川小学校付近に来襲した津波というのは、北上川の堤防の陸側を主として陸上遡上した津波が一つ、そして北上川の河道を遡上して、新北上大橋直下の右岸あたりから越流した津波、この2つに大きく分けられます。一般に陸上を遡上する津波は、河道を遡上する津波に比較して速度が遅いことから、大川小学校付近への到達時刻も、まず川からの越流が先で、陸上を遡上した津波が後ということになります。

(2)ですが、これは前回と同様の内容を表にまとめたものです。それぞれの地点へ津波が到達した時刻について、記載してございます。この中で、福地と飯野川上流、これはそれぞれ水位計が設置されているものですが、こちらの時刻は分単位で正確であると考えていますが、これ以外の3カ所につきましては、この2つの水位計から推定した時刻であるため、分単位で正確であるわけではないということが書いてあります。

(3)です。ここからが新しいことですので、読み上げるかたちでご報告いたします。新北上大橋のトラスには、樹木や船舶などが引っかかり、ダムのような状態になっていたと考えられます。これを堰効果と呼びます。津波痕跡調査によりますと、トラスには標高8.9mまでの痕跡が残っているということが明らかにされています。橋の道路面が約標高7m程度であることから、橋の道路面から最高で、約2mくらいの高さまで津波に襲われたということになります。この堰効果によって、津波が釜谷地区に越流したことも認められますが、越

流時刻は立ち上がりからピークの間であると考えられます。

従来、この越流した津波が大川小学校付近に来襲し、避難中の児童を襲うなど、多くの被害をもたらした後で、数分遅れで陸上を遡上してきた津波が釜谷地区に壊滅的な被害を与えたと考えられてきましたし、委員会も概ねそのように考えてまいりました。しかし、生存者が証言するような突風のような風、家々が破壊されるような大きな音というものが越流した津波で生じるかどうかということについては疑問がありました。

また、大川小学校の時計が3時36分から3時38分の間で止まっていることと、水位計から推定された越流時刻、これは遅くとも32分くらいになるわけですが、これとの時間差も課題でした。このことから、越流津波は人命を奪うぐらいの浸水深で大川小学校付近に到達したが、時計を止めるほどの深さではなかった。後に到達した陸上遡上津波が時計を止めたのであろうと考えられていました。しかし、これも突風や大きな音の証言との不整合を説明できません。

さらに、第4回委員会の後に提供を受けました堤防の高さのデータ、これは下の図1に示してありますが、このデータはむしろこれらの疑問を強くするものでした。すなわち、新北上大橋、この図の中で縦の点線、説明のほうでは赤い点線部となっていますが、白黒の印刷でございますので、赤ではありませんけれども、点線部、この点線部が橋の位置です。この新北上大橋では、この付近の堤防で、最も高い位置に橋を架けられておまして、またその右岸下流部は釜谷水門に至るまでの4kmあまりにわたって、5mを超える堤防が続いていたことが確認されました。新北上大橋右岸部上流部の、いわゆる「間垣の堤防」部には、それらよりも1mほど低い箇所があるということとは対照的でありました。この堤防の高さは河川の形状と相まって新北上大橋の右岸下流部では、大規模な越流が起こりづらいということを示すと考えられます。したがって、先ほども申し上げたように、堤防の高さのデータからは、その疑問を解決することには至らず、むしろ強くするものであったということです。

次のページにまいりまして、(4)第4回検証委員会後に得られた新たな証言です。第4回検証委員会の後に行った聴き取り調査において、家々と同じくぐらいの高さの津波が県道を三角地帯の方向に遡上していったという証言や、越流津波を見て山に駆け上がった後で、少ししてから津波に巻き込まれたという証言が得られました。これらは、陸上を遡上してきた津波が北上川から越流した津波にわずかに遅れて、大川小学校付近に到達した可能性というもの示します。すなわち、これまでは考えてこられなかった、主として陸上を遡上した津波というものが、児童や教職員、地域住民の命を奪ったという可能性であります。

(5)ですが、陸上遡上津波の遡上速度ということを検討いたしました。証言によって得られた新たな可能性を検討するために、陸上を遡上する速度の推定を試みました。ここでは、津波が陸に最初に到達した場所を横須賀海岸といたしまして、それと同時に北上川河口部に到達する場所を、河口から1kmの地点とみなしました。その地点から北上川を遡上した速度に比較して、どのくらいの速度で陸上を遡上すれば、3時37分ころに時計を止めることができるかということを検討したものです。

北上川を遡上した津波は河口ー1 km から新北上大橋までの約 4.7km の距離を、陸上を遡上した津波は横須賀海岸から大川小学校までの約 4.1km の距離を遡上したものと仮定します。ここには図を載せてありませんが、ここは大きく川が湾曲している、月浜第一水門のほうに大きく湾曲していますので、その湾曲の外側を通っている川のほうが長い距離を移動するということが、地図の解析から分かりました。したがって、川を遡上した津波は 4.7km 遡上して、新北上大橋に到達し、陸上を遡上した津波は約 4.1km の陸上を遡上したということになります。

続けます。水位計からの推定に基づき、河川遡上津波のピークが新北上大橋に到達した時刻を 3 時 32 分とし、その速度をこれも同じく水位計からの推定で、毎分約 490m、これは時速で言いますと 29km にあたりますが、この速度で時間を遡る、つまり津波が上ってきたのと逆の方向に時間を遡りますと、津波は河口のー1 km 付近に 3 時 22 分ごろに到達し、ここから北上川と陸上とに分かれて遡上を開始したということになります。陸上を遡上した津波が 3 時 37 分ごろに大川小学校付近に到達するためには、河川遡上の約 55% の速度、分速約 270m、時速にしますと 16.5km ほどで遡上したことになります。

続きまして、この、今推定しました分速 270m という遡上速度が、これまで明らかにされている陸上遡上の速度と比較して、妥当な速度であるかということを検討しました。これがそれらに比べて速すぎる、そんなに速く到達することはあり得ないということになれば、この推定は現実的ではないということになるわけです。この推定をしたわけですが、本大震災において名取川の西側における陸上遡上の速度を推定した論文がございますが、この論文に基づきますと、約 2.75km 内陸までの到達時間は 746 秒とされておりました。これは空中から撮影された映像を解析したもののようでございます。これはこの約 2.75km を 746 秒で進む、これは分速約 220m に相当します。先ほどの 270m と比較しますと、270m のほうが速い遡上速度ということになります。論文で推定されている遡上速度が数千世帯の市街地を含む地域を乗り越えて 2.75km を進んだということの推定であることを考えますと、長面から釜谷地区はこれほど大規模な市街地はございませんし、多くが田畑ですので、長面から釜谷地区における遡上速度が分速 270m であったという推定は、矛盾のない速度であると考えました。

次のページにいただきまして、(6) まとめです。以上、推定した結果を含めてご説明いたしましたように、大川小学校付近に来襲した津波は北上川を遡上して、新北上大橋直下右岸の堤防を越流して来襲した津波と、横須賀海岸に到達してから陸上を遡上して来襲した津波とがまずあります。越流した津波は人々に強い恐怖を感じさせ、避難を促す効果というものがあったものの、突風を起こしたり大きな音を立てて家々を破壊するほどの水量ではなかったと考えられます。大川小学校付近で多くの人命が奪われたのは、越流津波の数分後に陸上を遡上してきた高さ数メートルの津波によるものと推定されます。

なお、本大震災で 4 km 以上の内陸において、10m 以上の浸水深を記録した地域は、唯一大川小学校付近だけあります。これは、唯一と申しますのは、石巻市だけということでは

ありませんで、宮城県、岩手県、福島県、すべての今回の津波被災地を含めて、ここだけということです。このような特異な津波が発生したのは、そもそも本大震災における石巻の浸水面積が他に比較して群を抜いて広がったこと、そして長面から釜谷までの地域が、堤防と山に囲われた平坦な地域であったこと、また谷地中付近では山が張り出していて、堤防との間が狭まる地形だったことなどによって、津波が横に広がらずに高さを維持して遡上したからと考えられます。いわば、北上川に平行して、「第二の北上川」が形成されたとも言えるのである。その「第二の北上川」の終点は大川小学校ということになります。

以上で報告を終わります。

室崎委員長 はい、どうもありがとうございます。それではこの資料1-2の、2つのご報告につきましてご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

はい、首藤委員。

首藤委員 大橋さんに伺いたいのですが、12ページの第3段落、「また、大川小学校の時計が」のところですけども、一番最後の、「しかし、これも突風や大きな音の証言との不整合を説明できない」という、「これも」というのは、何ですか。越流津波だということですか。ちょっと説明お願いします。

大橋調査委員 はい、越流津波だということです。つまり、越流津波は同じことをこの上の段落、「従来」から始まる段落を言っているわけですけども、解釈として、人の命を奪うぐらいの深さで越流津波が到達したかもしれない、しかし、時計を止めるほどの深さではなかったという解釈でも説明ができないという意味でございます。したがって、この越流津波がということです。

首藤委員 そうですね。というのは、突風とか大きな音がするとすると、津波の高さがだいたい5m以上ぐらいで、かなり急傾斜になっていないと起きないのです。ところが2、3mのものだと、これも人は必ずやられますけれども、音とか風とか、そういうものはほとんどないです。ちょっとこれを読んでいると明確でない気がしたので。ですから、結論のほうで、越流津波が人々に強い恐怖を感じさせ避難を促す効果はあったものの、突風を起こしたり大きな音を立てて、家屋を破壊するほどの水量ではなかった、というのは私も同意します。

大橋調査委員 はい、ありがとうございます。

室崎委員長 では、そのほかいかがでしょうか。私からは、首藤先生にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、この大きな音というのは、どういう音か。例えば、越流の波でも家にぶつかって壊すと音が出ているような感じがするし、ここの大きな音はどのようなものを考

えたらいいのかということをお教えいただけるとありがたい。

首藤委員 それは、家があるようなところだと、家が急に倒された音がありますね。風が吹いているということですから、これは津波のような水の壁が全体に移動してくるとどうしても空気が押されますので、それで一種の風切り音みたいな音もします。日本家屋の場合は、水ではなくてこの風で家が倒されることもある、そういう音なのですね。

それから、もう一つあるのは、そういうものが家とか障害物にぶつかったとき。これはどうも聞いていると、そういう音が連続的にしたという表現ではありませんが、もし連続的に続いたというものだと、津波の前面が——われわれが海に出たときに、風が強いと岸にザーッと波の壊れた音がしますね、あれと同じような壊れ方をしながら、しかも、普通の海の波だとザーッと壊れて、しばらくしてまた次の波がザーッと壊れるのですが、そうではなくて津波の場合は、もうザーザーザーザーザーザーと連続して来るといって、そういう音がします。ここでそういう連続音でないということですから、恐らく家がばさっと倒された音が主ではないかと思えます。

室崎委員長 はい。そうしますと、証言の中に大きな音がしたというような表現で、その音は、例えば、要するに、陸上から来る巨大な津波が壁のようになって来て、風を起こすことによって起きるような音と、越流した波がどぼんと落ちて、その辺の家にぶつかって出る音と、音の区別をして音を判断するということが可能なのですか。難しい。

首藤委員 それは、時間経過がきちんと記録されているなら可能ですけれども、一言、二言の証言では、難しいと思えます。ただ、越流してきた津波が3 m以上ぐらいの厚さをもたないと家は壊れません。2 mぐらいまでなら、1階の障子とかふすまを取り払われて壁がえぐられるということになっても、家は倒れるまでにはいかないと思えます。ですから、家を倒すということになると、どうしても3 mより高い津波でないちょっと不可能だと思えます。

室崎委員長 はい、どうもありがとうございます。そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。取りあえず、よろしいでしょうか。まだ津波の来襲の時間とか、高さがどうだったかということは、あるいはきちっと客観的な事実を認定する上では限り正確な事実を知りたいということだろうと思えますので、そういうところはお協力ください。

なお、その上で、本当はきちっとしたシミュレーションでどこまで、現実に迫れるのかという問題もあるのですけれども。なかなか最終的にこれが正確だというような——まさに先ほど分単位で少し時間がずれてというご提言がありましたけれども——限りなく正確にするというと、これがまた一つの障害みたいなものがあるような気がします。ただ、大まかにどういう流れで来たかということが分かれば、どうして子どもたち、地域の方が亡くなったかということの分析には役立つと思えます。なお、少し、実際の津波の挙動と整合し

ているかどうかということがもし、もう少し詳しく分かればここも更につめていくという、そういう理解でよろしいですか。大橋先生、そういうことでよろしく。

大橋調査委員 はい、現時点で証言、それから時刻に関する推定というものから、こういう来襲の様子であろうということは、首藤先生にもお認めいただいたように、外部の専門家も含めてお認めいただいております。ただ、新たな証言や新たな事実が出てくれば、これはほかのものと同様にこの内容が変わる可能性というのは現時点では否定はできないと。ある程度これで確からしいだろうというふうには考えています。

室崎委員長 はい。どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。最初のほうの地域住民のアンケートは、前回委員会でご報告されたときに、いわゆる、海岸部の長面・尾崎の部分と、釜谷の部分とで状況が違うからと、クロス集計をとるようと言われた結果でしょうか。それとも、それと無関係に新しく分析されたということでもいいのでしょうか。

事務局 委員長、今回はこのような地区別アンケートをしておりますことのみ、ご報告しております。途中の作業チーム打ち合わせのご報告の中で、仮集計をご報告して、クロス集計のご指示をいただきました。失礼いたしました。

室崎委員長 分かりました。

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

今日は、ちょっと報告事項がたくさんございますので、前にどんどん進んでいただいて、残った時間にまたご意見をいただくようにしたいというふうに思います。

それでは報告でいうと、次に資料の1-3になるのですね。「事実情報に関するとりまとめ(案)」というものについて、これも順番に各ご担当の委員からご説明をいただきたいというふうに思っております。ご説明をよろしくお願いいたします。

【資料1-3.「事実情報に関するとりまとめ(案)」】

事務局 資料1-3「事実情報に関するとりまとめ(案)」でございます。冒頭、事務局から若干、お詫びでございますが、各委員、調査委員に分担して執筆いただいたものを、事務局でとりまとめる過程で、若干、だいぶかもしれませんが誤字脱字が生じました。かなり時間が限られておりましたために、まだ誤字脱字が少し残っておりますことをお詫び申し上げます。

特に、大きなデータとしての間違いが一つ発見されておまして、65ページでございます。65ページ中段ですが、「石巻市の公立学校園における園児・児童・生徒の被害」という、県教育委員会さんからご提供いただきました資料からの引用がございますけれども、その中

で、数値の合計が合わないところがありまして、申し訳ございません。データの2段目、内大川小というところの右から5つ目の欄、欠席早退の数がゼロとなっていますが、こちらは1でございます。それで合わせて一番右端の計1というかたちになります。お詫びして訂正させていただきます。

戻っていただきまして、資料1-3の冒頭でございますけれども、表紙の一番下にお書きしましたように、このとりまとめ、本日の冒頭にもご説明しましたとおり、有識者等からの意見聴取のために、現在までに得られた事実情報をとりまとめたものであるということ。そして、この内容について今後さらに新しい情報や状況が判明した場合、変更することがありますということを示しております。

目次を飛ばしまして1ページをご覧ください。事故の概要と事故検証の経過でございます。事故の概要につきましては、こちらにお書きしたとおりでございます。中間とりまとめに記載しておりましたけれども、その後、各種聴き取り等で、児童が地震後どこまで学校にいたのか、あるいは欠席や早退の児童の人数など、さらに確認することができましたので、このように若干修正をしております。

3ページ以降が事故検証の経過でございます。こちらもここまでの経過を今までどおりにまとめさせていただきました。2. 1が委員会会合等の開催で、本日までの開催実績。4ページに作業チーム打ち合わせの開催実績ということで、計13回行ってきたこと。

そして4ページから6ページにかけて、資料等の収集・精査、そして5ページの中段、聴き取り調査の実施についてお書きしております。聴き取り、述べ人数でございますが、これまでに143名から総時間数で150時間、述べ時間数320時間の聴き取りを行いました。

また現地調査についてでございますけれども、これまで第1回の委員会の前、それから第6回の作業チーム打ち合わせとして現地調査を行いました。さらに加えて、裏山の倒木状況に関する現地調査も行っています。以上でございます。

室崎委員長 どうもありがとうございました。ご質問があるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは続いて、主な事実情報のところ、3. 1から、翠川委員、ご説明よろしく願います。

翠川調査委員 はい。それでは6ページです。事前対策に関する情報、まず大川小学校における災害への備えの1番目、災害対応計画、マニュアルですが、これは中間とりまとめ、および第4回でご報告したことを少し整理しております。

震災当時の大川小学校の災害対応マニュアルの原型ができあがったのは、平成19年度の教育計画の時点です。それ以前については、「地震発生への対応および日常の対策」という項目があるだけでしたし、避難場所等も具体的な記述がありませんでしたが、平成19年度においてきちんとしたマニュアルのかたちになりました。第三次避難場所としては、近隣の

空き地・公園というふうにかかれてまして、これはそのまま平成 22 年度のマニュアルに引き継がれています。平成 19 年度にこの記載がなされたときには地震を想定したものでありまして、津波についてはまったく想定されておりませんでした。

そのあと 3. 1. 6 で報告があると思いますが、教育委員会からの指導や研修を背景にして、大川小学校でも平成 22 年度の教育計画を作成するにあたって、災害対応マニュアルにも津波を意識した修正が加えられるようになりました。ただし、ここに書かれておりますように抜本的な見直しには至っておらず、表題に（津波）という文字が付け加えられ、他には安否確認・避難誘導班の「津波の発生の有無を確認し、第二次避難場所に移動する」という一文が加えられた程度にとどまっており、津波を想定した避難行動や第三次避難場所の検討等はなされておりませんでした。

9 ページのほうにいきますけれども、児童引き渡しについてもマニュアルには記載されておりました、平成 19 年度のマニュアルで記載されておりますものが踏襲されたものです。これは、実際にはマニュアルどおりの運用はされておりませんでしたし、児童引き渡しのルールも周知されておりませんでした。平成 22 年度の「防災用児童カード」、「児童引き渡し確認一覧表」は作成されておりませんでしたし、児童引き渡しについても明確な定めがないままの状態でした。

(2) 防災訓練の実施状況ですが、これについても以前ご報告したとおりです。津波を想定した避難訓練や児童引き渡しの訓練が行われたことはありませんでした。

それから 12 ページ (3) 避難路・避難方法・避難地の整備状況等ですが、このマニュアルに書かれていた「近隣の空き地・公園等」が、具体的にどこを指し示しているのかということについて、児童や教員内で認識が共有されていたとは言い難い状況でしたし、津波の際の第三次避難場所については、学校として明確に検討したことはなかった状況です。

(4) 通信環境（災害用電話）の整備状況は今回新たに追加した項目ですが、平成 23 年 1 月 19 日、大川小学校では避難所特設公衆電話の事前配備が行われました。これは災害時優先電話の回線を引き込むものでして、大川小学校では体育館の 1 階階段下付近にモジュラージャックが設置されました。いざというときには、別途貸し出しを受けて保管されている電話機をつなぐということで利用するようになっておりました。

13 ページ、地域における災害への備えです。石巻市の地域防災計画については、すでにご報告したとおりですので、省略いたします。

15 ページ (2) 消防署・消防団の対応計画についてもご報告したとおりです。ただ 1 点、震災当時の第 4 分団の編成について、前回ちょっと曖昧なところがありましたが、ここについてはきちっと整理して、ここに書かれていたとおりの編成でございました。

それから 16 ページ、指定避難場所の指定とハザードマップの想定。これもすでにご報告済みのところですが、指定避難場所については石巻市役所本庁と各総合支所でそれぞれ候補となる施設をあげて、宮城県が平成 16 年 3 月に公表した第三次地震被害想定調査に基づいて津波や洪水の浸水予測など、災害危険の有無とその立地の標高などを勘案して安全性を確

認の上、指定したという経緯で指定されております。

それから、ハザードマップの浸水域についてですが、これは 17 ページ中ほどに書かれているとおり、ハザードマップが依拠していたのは宮城県の第三次地震被害想定における津波浸水予測図、これに基づいています。この予測図自体が宮城県沖地震運動型を想定して予測した津波浸水域に、既往津波（昭和三陸津波・チリ地震津波）の浸水域を重ねて作成されたものだということでしたので、今回の東日本大震災のような巨大地震による津波は、そもそも前提とされていないものでした。ただ、それも意識してか、ハザードマップには「浸水の着色のない地域でも、状況によって浸水するおそれがありますので注意してください」という記述が載せてあります。

それから 18 ページ、地域における防災訓練、これはすでにご報告済みのおりです。19 ページの地域住民の防災意識について、先ほど事務局からご報告があったとおりですので省略いたします。それから 23 ページ、学校の立地・校舎設計ですが、これも以前ご報告したところを少し整理したものです。調査した結果を補いますと。設計時には水害も津波も想定していなかったということが分かりました。以上が私の担当です。

室崎委員長 はい。では、続いて学校および地域の歴史の中の、地域における過去の災害でということ首藤委員よろしく願いいたします。

首藤委員 大川村誌（昭和 31 年発行）の中には文久 8 年に各村の堤防が壊れた、という記述が 1 行ありました。その他の資料としては、宮城県海嘯誌には大川村として 2 行半ほど書いてあったのが、これでございまして、1 人が亡くなり 1 軒が流れたとございました。

その次の記述が昭和の津波でございすけれども、当時村長さんが石巻土木工区主任宛てに、こういう橋が流れた、堤防の海側が削られた、防波堤が流れたという報告をした。それから当時大川村が震災地として租税の免除等を行うところに指定された。それから当時の地震研究所の調査では、25 ページにありますような地図がありまして、長面で 3 という津波の高さ、それから濃い実線で、ここまで津波がきた、という報告があります。それ以外に小学校の沿革史にあるものを事務局にとりまとめていただいたものと合わせまして 26 ページのような災害の記録がありました。ということです。以上です。

室崎委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、3. 1. 4 から数見先生、ご報告よろしく願いいたします。

数見委員 はい。27 ページからです。教職員の防災に関する知識や経験等に関わることで。平成 20 年以前はそれほど研修もなかったのですが、平成 21 年度になり、宮城の防災教育基本指針がうちだされてくるころから、だいぶ多くなりました。この状況について、宮城県、石巻市の研修会と、他の連絡会議等の 3 つに分けて示しました。中間報告にも書いて

いたことなのですが、それが実際にどのようになされていたのかということをし少し膨らませて書きました。

一覧表が 27 ページにありますが、それを詳しく、3 つに分けて 28～29 ページに中身を示しました。宮城県の研修会では、平成 21 年と 22 年度にわたって防災教育指導者養成研修会が行われるようになりまして、とりわけここを見ますと平成 22 年度には防災教育について力を入れているということが分かります。地震や津波の基礎知識をきちっと身につける。ここでは大川小学校から安全主任の方が出ております。

それから石巻市の教育委員会でも、県の方針を受けて研修会を年 1 度ずつ行っております。石巻市でつくられた「地域防災計画」に沿って、どういう学校防災計画をつくっていけばいいか、かなり模索の面もありますけれども、しっかり策定しなければということが感じられる内容になってきています。それと同時に、もう一つは右のほうに、③としてその他の項目、防災に関する連絡会議とか調整会議とか指示とか、通達のようなものも含めて、ここに 7 項目あげております。

とりわけ最初の 3 項目は、平成 21 年 6 月と 8 月と翌年 1 月に 3 回に分けて、学校安全連絡会議ということで、研修会の中味をさらに膨らませようとしてきているのが分かります。その平成 22 年 1 月 28 日は、前の研修会とこの連絡会議をかねて、たぶん午前・午後でやられたと思いますけれども、1 日かけた対策会議が行われたという状況があります。それをさらに膨らませる体制で平成 22 年 2 月 8 日には、災害対策体制の整備を指示する文書がメールにて配信されています。

それからその後、チリ地震が 2 月 28 日にありましたので、それを受けてかなり対策を意識された感があります。その夏の 8 月 10 日に校長の定例会で、蛇田中学校の校長が、1 月 28 日にかなり中身をつくってきた対策に対して、まだ課題があるというかたちで講話をしました。この校長は、石巻に来る前に女川にいたということで、女川は原発の問題もありますし、保護者への連絡、避難所の問題、それから備蓄の問題とか、いくつか資料を出して問題提起しています。仙台市の柳生中学校の防災対策の資料も生かしながら問題提起されています。

それから平成 23 年 2 月 15 日の調整会議は、かなり避難所運営を意識した会議です。だから行政としては、学校としての住民の避難所運営をかなり意識しているなということが感じられます。このように全般的には地震対応の改善をしてきているのですが、津波ということに関しては中身的に薄いという感じを受けました。

それから (2) 教職員の地域に関する理解等についてですが、13 名の教職員のうちの 9 名が 1～2 年目ということで、やはり地域に関する把握とか、あるいはこういう地域防災に関する知識が、十分把握できていなかったのではないかと。だからその点でも、こういう研修会に行ったものが、どれだけ職員会議等で議論したかというところが大事だと思うのですが、その辺のところは十分つかめません。あまりなされていなかったように、これまでの資料では感じられます。

それから(3)過去に勤務した教職員の調査結果は、ほぼ中間報告のとおりなので、省かせていただきますが、津波に関して前年までにいた教職員も津波の意識は全般に低かったということと、山への経験も比較的少なかったというのが、このデータで言いたいことです。

35 ページにいきます。学校運営と職場管理等の状況についてですが、まずここでは平成22年度の教育計画に関連したことを話したいと思います。この教育計画の大もとである学校経営の方針では、石巻市の教育基本方針を受けて、「学ぶ意欲と思いやりのある豊かな心を持ち、たくましく生き抜く児童の育成」と謳っています。児童像としては、「考える子ども」、「思いやりのある子ども」、「たくましい子ども」の三本柱をあげています。教師像としては「学校は一つの組織体である。全教職員の協働体制を確立しながら、一致協力し合い、児童一人一人が個性を發揮し、充実した生活を送ることができるよう、次の教師像を掲げ努力する」と謳い組織体であることと協働することを強調した文言になっています。

実際に行われた教育活動に対して、毎年、自己評価として教職員ならびに保護者アンケート調査をし、それを見直すという作業は、どの学校でもやってきていることです。そしてそれを学校評議員会にかけて、外部評価を含めて点検するという活動になっています。そのアンケート結果が「大川小学校をよりよくするためのアンケート調査結果」というかたちで、資料としてまとめられています。18項目ぐらいありまして、とりわけ保護者の評価はかなり良好で平均80%以上の方が「達成している」「だいたいできている」と回答しています。たとえば、18項目中の「教育目標は、児童の実態、保護者・地域の狙いに則しているか」という問いに対しては、「則している」と「だいたい則している」で計97.6%という高い評価になっています。それから「子どもは楽しく学校に通っているか」というのも「通っている」、「だいたい」というので98.6%です。かなり高い評価を得る教育活動をしていた様子がかがえます。教育活動全般としては、頑張っていた学校ではないかと、このデータからは察知できます。

しかし、児童の安全面に関する学校運営や管理の状況はどうかということですが、大きな柱の3つ目の「たくましい子ども」像に対して、「日常生活や健康安全の問題は自分で判断し、安全に行動できる能力・態度を身に付けさせると」ということに関わった点です。教育計画でも200ページのうちの60ページ近くをこれに割いているのですが、主に交通事故への対応や訓練、それから不審者対応などが中心で、地震・津波防災は実質的に不備でした。

こうした防災の部分も含めて、教育計画の作成過程はどうなっていたのかということをお調べしたところ、通常、毎年12月ごろにその年度の反省点を各教職員が確認したのち、1月ごろから数回に分けて改善点を話し合い、その後、分担して改善点を修正し、それを教務主任・教頭で集約して、次年度の変更点として全体で確認する、ということでした。その最終確認というのは、主に教務主任と教頭が担当し、校長は特にそのうち気になる部分だけに目を通して、印刷・製本していたということでした。

ただ、22年度に関しては、担当する教職員が体調不良で、その完成が4月にずれ込んだということもあったようです。こうしたプロセスを原則としていたようですが、災害対策の

マニュアルがどれだけこの教育計画の中に、各種の研修を踏まえた見直しと実質がどれだけ反映されたのか、その形跡が見受けられないように感じました。地震や津波対策に関しての記述は、「地震（津波）発生時の危機管理マニュアル」というかたちで、21年度から22年度に「津波」という言葉が入り、安否確認とか避難誘導のところでは、津波の発生の有無を確認し、第二次避難場所へ移動するという文章が入っており、多少、津波が意識されたということです。どういうプロセスで文言が修正されたのか、それがどれだけ教職員に共通理解されていたのか、あるいは運用しようとしたのかという経緯に関しても十分つかめません。安全面・防災面に関しては、教育計画が生かされたのかどうかという問題は、確かにあったと考えます。

3点目の、学校評議員会の問題ですが、先ほど言った保護者と教師によるアンケート調査の結果によると、教育全体の評価は高かったのですけれども、このアンケート項目の中に、自由記述も含めて、児童の命や安全面に關わる項目がほとんどなく、評価点検されていないという問題があったのではないかと思います。

それから、外部の有識者の目を借りて見直すというこの学校評議員会は、平成12年度より全国的に実施が始まった制度ですが、大川小学校で始まったのは10年後の、実質22年度からのようです。しかも、普通は年に2回ないし3回開催されると思うのですが、年度末に1度だけ開かれ、「アンケート結果が80%以上なので、いいのではないか」ということで、それ以外に議論になったのは卒業式の服装の在り方（袴の問題）などに関する話で、約1時間あまりを終了しているということでした。

それから（2）学校と地域・保護者との関係ですが、ここは中間報告とほぼ同じなのですが、22年1月28日の学校安全連絡会議に教頭が出席しており、その際保護者との連絡をとるメール配信の調査がなされ、43校中「やっています」というのが19校、「やっていない」が24校で、「今後予定がありますか」の問いで、「予定がある」が10校、「予定なし」が14校で、その「予定なし」のところに大川小学校が入っています。すぐに実行できる見通しが持てていなかった回答だと思います。

38ページの石巻市における取り組み以降はほとんど変わっていません。38ページの表の一番下、20年度のチリ地震による津波警報というのは、21年2月28日ではなくて、22年2月28日ですので、ひとつ下の欄に移す必要があります。

あとは、石巻市が行ってきたことを39ページに書いているのですが、こういうふうにかなり一生懸命防災に力を入れてきたのですが、全般としては津波に関する意識は低かったというのがわかるかと思います。教頭会で出た防災に関する内容を40ページに表にしています。41ページには、大川小学校以外ではどういう取り組みをしていたかということを書いています。（3）の県の取り組み（4）の国における取り組みも変えていません。

以上です。

室崎委員長 ここまで、かなり長時間にわたってご報告いただきましたので、全体としての

ご意見・ご質問がございましたら議論させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

翠川調査委員 先ほど、ご報告漏れがありましたので追加です。18 ページ、防災訓練のところを少し追加しました。一番下の段落ですが、23 年 6 月に開催予定だった防災訓練は、大川小学校を会場とすることが予定されておりました。それで、震災の直前に防災訓練を担当する市職員が、大川小学校を訪問して打ち合わせを行いました。その中で、津波に関する事柄についても話題にのぼりました。ただ、その中で学校としての避難先について話題にはなったものの、具体的にどこに避難しましょう、あるいはどうやって避難しましょうということは明確にならなかったということが複数の証言であります。

室崎委員長 どうもありがとうございました。

翠川先生のご報告の中で、7 ページ、津波というのがマニュアルに入ってなかったのですが、最終的には 22 年度に津波という文字が付け加えられたところで、「津波の発生の有無を確認し、第 2 次避難場所へ移動する」という一文が加えられたのです。これが加えられていると、誰が津波の状況を確認に行くのかとか、誘導班とか決まっていなくておかしい。津波が来たときは誰がどう誘導するのか、あるいは屋上に上って望遠鏡で見るとか、そういうことが訓練等で決まっていたのかどうか。数見先生の教育計画のところも含めて、そういうことが行われていたのか、そこに着手するまでにいたっていなかったのか、もし情報があれば教えていただきたいです。

翠川調査委員 先ほどの、学校としての防災訓練の中でもご報告したとおり、避難訓練自体、校庭への避難で終わりでしたし、引き渡しもやっておりませんでした。津波を想定した避難訓練というのはそもそもやっていませんでしたので、実際に誰がこの情報を確認してというところまでは、恐らく決まっていなかったのではないかと思います。

美谷島委員 35 ページの真ん中に学校評議員会のこと書いてありますが、この部分は、次ページの③、学校評議員会として学校の安全の評価の不備ということに関連します。この学校評議員会というのは、平成 12 年度から始まった制度ですが、大川小では平成 22 年度から、しかも年 1 回だけ開かれたということです。私は評議員を 10 年ぐらい前から地域の学校でやっております。学校の安全面に関わることもその中で話されるのですが、なぜ大川小では、この制度が、平成 12 年度から実施されたにもかかわらず、22 年度からになってしまっているのか、もう少し聞けたらと思っております。

数見委員 深く調べていないのですが、これは、やらなくても罰則とかはないのだろうと思います。文科省の方にもあとでお聞きしたいのですが、大川だけではないのかなと思います。平成 20 年に、やっていますかやっていませんかというアンケートをとった石巻市

の資料があると思います。それから、前年までの管理職の人に聞いていましたが、やっていなかったという回答があります。なぜかはよく分からないのですけれども、推測では、たとえば交通費や謝金などの経費が関わってくるということを誰かに聞いたことがあります。

大槻室長 担当しておりませんので正確なものではないのですが、概略を申し上げますと、学校評議員制度は、必ず置かなければいけない制度ということではございませんで、導入を促進していくということで始まったものでございます。そして、もう少し丁寧に書いたほうがいいかなと思いましたが、12年度より制度としては始まっておりますが、全国的に実施されたものというふうに書いてしまうと、12年に全国でやっているけれども、大川小学校は10年間ブランクがあったというふうに読まれる恐れがあると思います。じわじわ普及してきたというところではございまして、また地域的にもかなりの偏りがあったと思いますので、そこら辺また、事務局のほうに文科省としても情報提供していきたいと思っております。

数見委員 はい、分かりました。10年間ブランクというのはちょっとまずいかもかもしれません。一定の条件の中でやっている制度だと思います。

大橋調査委員 翠川先生にお伺いしたいのですけれども、先ほど最後に追加でお話になった18ページの下、震災があって結局やらなかった防災訓練のところなのですが、この打ち合わせの場で津波に関する話題が出て、避難先についての会話がかわされたけれども、明確に避難方法を決めたりしたことはなかったという点なのですが、これは、津波が来るので避難する必要はあるのだけれども、でもちょっとまだ決められないよねというような話だったのか、その辺の詳細を教えてくださいませんか。

翠川調査委員 来ない前提でのお話でした。堤防を越えて津波が来ることはないだろうと、そういう前提の話だったというふうに聞いています。陸上を遡上してくるなんていうことはそもそも想定されていませんでしたし、津波が来るとしたら川だろうけれども、堤防は越えないだろうというようなかたちでの問いかけだったと聞いています。

室崎委員長 それに関連してなのですが、大川小学校でやろうとされていた総合防災訓練の内容は決まっていたのでしょうか。やるからにはこういう訓練をやりますというのは。たぶんそういうことで打ち合わせをされていたと思うのですけれども、どんな訓練をやろうとされていたか分かりますか。

翠川調査委員 訓練の内容というよりも、日程の確保のために来校したということで、訓練内容についても若干話題には出ていますが、これこれをやりますということではなかったようです。

数見委員 16 ページ、指定避難所の指定とハザードマップというところについての、分析的な考え方になるのかもしれませんが、石巻市の地域防災計画がどうなっているのか。指定避難所の設置基準として「安全性が確認され、かつ避難者を一時的に受け入れ保護し、避難者の生活機能を確保することができる、市が指定する運営施設である」と書かれていますね。この点の解釈ですが、基本的に、特に垂直避難をしなければならない状況のときは、安全性と生活機能というのが一致するということはありません。高台避難の場と生活避難の場は分離されるべきだと思います。上に、災害種ごとにと書いてあるのですが、今回被災した多くの地域では、小学校・中学校が 70%以上指定されていたわけで、津波が来るところが指定されていたという事実も多くあるわけですね。この辺のところは大きな課題だったと思うのですが、この辺のところはどういうふうに解釈されましたか。

翠川調査委員 これはあとで、分析あるいは提言のところで検討していただきたいのですが、一般に、避難場所と避難所の使い分けがあるようです。要するに、津波が来たら高いところに逃げるというのが避難場所、その後、家に住めなくなった方たちが避難生活する場所としての避難所、2種類あると思うのですね。それについて、きちんと使い分けられているものもあるのですが、石巻の地域防災計画だと、そこまで厳密に使い分けられているようには読み取れないのです。確かに避難場所という言葉も出てきますけれども、基本的には避難所のことについてしか書かれていない。だから今後、一時的に逃げる場所と避難所と区別するとか、そういうのを周知するとか、きちんと検討しなければいけないことだと思うのですが、地域防災計画上は、うまく使い分けられているようには読めないというのが実際のところですね。

室崎委員長 これは重要なポイントで、避難所と避難場所の区別が必ずしも明確になっていなかった。ですから、大川小学校に限ったことではなくて、大津波警報が出て避難所に行けばいいということが起きているので、その区別をどの程度、石巻市レベルできちんとやられていたのか、あるいはそういうことを踏まえた指導が大川小学校に対してなされていたのかということは、少し確認が要るかもしれないということです。

それでは先に進めさせてください。3. 2の事故当日の情報に関する情報ということで、46 ページからです。3. 2. 1から、大橋委員にご報告お願いしたいと思います。

大橋調査委員 46 ページからの報告になります。中間とりまとめで既にご報告している部分は簡単に述べさせていただきたいと思います。まず、「3. 2. 1 気象および余震等の状況（1）気象等の状況」ですが、46 ページには追加した情報はございません。47 ページです。降雪の状況については今回新たに追加してございます。上から読み上げますと、地域住民への聴き取りにおきましては、大川小学校付近において津波来襲前に雪は降っていません。

ったという証言はあるものの、校庭における降雪についてもかなり具体的な証言をする方もいらっしやいました。したがって、大川小学校付近においては、地震発生から津波来襲までの間において、降雪はあったと認められます。しかし、この降雪というものは、地面に降り積もって、何か歩行が困難になるとか、そういったような量ではなかったと推定されます。

上に、福地水門に設置された河川監視カメラの映像を印刷してございますけれども、時刻が3月11日15時01分53秒になっています。実はこの時計はかなり進んでおりまして、画像解析から16分進んでいたということが確認されておりますので、地震発生直前の映像です。ここでも、ご覧いただけるように降雪の状況が確認できます。46ページの下のところにも、降雪の状況がカメラから確認できるということが書いてありますが、降雪があった、しかし降り積もるほどの量ではなかったと、前回から事実情報を追加しております。

それから(2)余震等の発生状況につきましては、次のページにある震度計の情報には追加はございません。しかしその下、2つ目の段落からですが、震災当日に釜谷地区にいた地域住民の中には、余震について、揺れが収まったというような感覚はなく、強くなったり弱くなったりしながらずっと揺れていたとか、ずっと大きな揺れが続いていた気がするなどと述べる方がいらして、実は震度計では震度2、最大でも3ぐらいしか記録されていないのですというお話をすると、とんでもない、そんな小さな揺れではなかったと証言される方がたくさんおられました。これらのことから、震災当日の大川小学校付近におきましても、本震の発生以降、少なくとも震度1から3程度、あるいは現地にいる人々の体感としてはそれ以上の大きさの——もちろん本震より大きな余震があったということはありませんけれども、一般的な揺れよりも大きく感じられるような——揺れが継続したということが推定されるということです。

続きまして(3)の学校周辺の被害状況等につきましては、特に変更はございませんので割愛させていただきます。

(4)の学校裏山の倒木についてです。学校の裏山には、本検証の過程で行った現地調査、これは6月15日と9月27日ですが、多数の倒木の存在が確認できました。これらの倒木の原因と時期について、専門家の助言にしたがって写真を撮りまして、それに基づいてご判断・ご助言をいただいたものが50ページにございます。ポイントが記してございますが、写真を見る限りこれらの倒木は倒れた時期の異なるものが混在している。過去1年から2年以内に倒れたと考えられる比較的新しいものもある一方で、震災の時期かそれ以前に倒れていたと考えられるものもある。ただ、一般に、立ち枯れをしているような木を除けば、地震の揺れで樹木が中折れ、つまり途中でぼきっと折れて倒れるということは考えにくい。ただ、樹木がはえている場所に地割れや土砂崩れなどが発生した場合には、これによって倒木が生じることはあり得る。

3点目として、写真では同一方向に倒れる樹木群が見られるということ併せて考えると、地震や津波によって倒れたものではなくて、強風を原因とする倒木である可能性が高いであろう。県内では、震災以降も台風などによる強風が複数回発生していて、大川小学校の裏山

に現在ある倒木についても、こうした強風によるものであるというふうに考えられるという専門家の判断でした。なお、震災当日、裏山において地割れや土砂崩れが発生していたという証言はありませんし、また震災直後に裏山の捜索を行った消防団関係者によりますと、捜索の際に地震による地割れや土砂崩れなどの形式は見られなかったということです。したがって、現地調査において確認された多数の倒木というものは、震災以前から倒れていると考えられるものも含めて、強風等を原因として発生したのだろうと推定しております。

続きまして、3. 2の津波の来襲状況です。先ほど、この事実情報に関するとりまとめに入る前にご報告いたしました、そのことが(1)に書いてあります。大きく2つの流れがあつて、越流による被害はなかったわけではないけれども、むしろ人々に大きな被害をもたらしたのは陸上遡上の津波であつただろうということでもあります。

(2)については、新たなものですのでご報告します。津波来襲の際に、三角地帯や学校周辺の釜谷地区内にいた地域住民等への聴き取りの結果、釜谷地区に来襲した津波に関して、主として以下のような証言が得られました。釜谷地区の県道よりも北上川よりの地域では、新北上大橋からおよそ500m下流付近までの間において、北上川を遡上する津波が目撃されていきました。このほか、津波に押し流されて川を遡上する船舶や、富士川の堤防からこぼれ落ちる黒い塊の津波といったものも目撃されています。また、大川小学校から新北上大橋へ向かう県道付近からは、北上川の堤防を越流する津波が、住民や児童によって目撃されています。これらの証言の中には、堤防を越えてしぶきをあげる津波が、手前にある2階建ての家屋よりも高いものだった、堤防を越えたあとに大きな音を立て、砂ぼこりをあげていたなどと述べる者もありました。さらに、三角地帯付近にいた住民等も、新北上大橋のたもと付近から、津波が堤防を越流する様子を目撃しています。この越流の前には、実際に川に表面張力が働くということはありませんが、証言者の表現によると、表面張力のように水面が堤防よりも高い状態がある程度の時間続いていたといった証言もありました。

一方で、陸上を遡上する津波についての証言です。次の表現は分かりにくいのですが、釜谷地区内の比較的海側にある地域で、家屋とほぼ同じ高さの波が音を立てて建物を破壊しながら、海側から三角地帯側に向かって進む様子が目撃されていたり、あるいは大川小学校付近で助かった方からも、やはり家屋と同じぐらいの高さの津波が、県道を海側から三角地帯方向へ向けて遡上していったという証言も得られました。これについては先ほどの資料の中でも触れた点であります。

大川小学校の裏山に避難して助かった証言の中には、津波の来襲直前に、大きな音とともに突風のような風を感じたという者もおります。また、堤防を越流する津波を見てから山へ駆け上がって、そのあと少ししてから津波に吞まれた、つまり駆け上がってから津波に吞まれるまで少し時間があつたなどといった証言も得られています。

(3)です。以上のことから推測される津波の挙動と、地域住民等の証言を総合しますと、釜谷地区を襲った津波の挙動というのは次のようなものであると推定します。北上川の河口付近へ到達した津波は、河川を遡上していったものと、海岸の松林などをなぎ倒しながら陸

上を遡上していったものの、大きく2つに分かれました。河川を遡上した津波は、新北上大橋に樹木等が滞留していた堰効果によって堤防を越流しました。

3. 2. 4に後述しますとおり、地域住民等の多くはその越流を目撃して避難を開始しています。そのほか、この越流津波は、人々に強い恐怖感、切迫感を抱かせるものであったとともに、堤防近くの家屋を損壊させる程度の威力を持っていたものと推定されます。その数分後に、陸上を遡上した津波が釜谷地区中心部に到達しました。この津波の高さは数m、推量は膨大なもので、到達直前には突風をもたらし、大きな衝撃音とともに立ち並ぶ家屋を次々に破壊していった。

大川小学校の校舎における津波痕跡というものは、標高約10mまでありますので、これが第一波によってもたらされたものかどうかは分かりませんが、大川小学校は屋根まですべてが水没したというわけではないものの、校舎内に避難できる場所はなかったと考えられます。大川小学校にあった時計は、この陸上を遡上してきた津波によって停止した。先ほども首藤先生からお話がありましたが、かなり立ち上がりの鋭い、垂直に近いような津波が襲ったのではないかと考えられますので、恐らく一気に停止したものと考えられます。

大川小学校付近に到達した津波によって、犠牲になった人々の中には、最初に堤防を越流してきた津波によって被災したのもあったと考えられます。しかし、大川小学校の児童、教職員を始め、釜谷地区にいた人々の多くは、その数分後に陸上を遡上して到達した津波に巻き込まれて被災したものと推定されます。

以上で私からの報告を終わります。

室崎委員長 どうもありがとうございました。続いて、3. 2. 3、地域住民の避難と被害状況の部分でございませうけれども、佐藤美砂委員よろしくお願ひいたします。

佐藤美砂調査委員 53 ページ、(1) 地域住民の避難行動につきましては、先ほど事務局からご報告しましたとおりです。

54 ページ、(2) 釜谷地区住民の被害状況でございませうが、こちらも前回の委員会でご報告したとおりでございませう。

56 ページの図ですけれども、こちらは釜谷地区における住民、在勤者等の被災状況を地図上に示したものです。これにつきましては、住民の場合は自宅、在勤者、訪問者の場合は勤務先、訪問先としております。これは必ずしも津波来襲時にこの場所にいたことを示したものではありません。

それでは57 ページ、3. 2. 4、大川小学校における避難行動の経過についてご説明いたします。(1) 広報等から得ていた情報につきましては、中間とりまとめの際にご報告したとおりです。1点、関係者の証言によりますと、大川小学校の備品台帳に記載はないものの、同校には乾電池で作動するCDプレイヤー付きラジオが少なくとも1台は残されております。

58 ページ下の表をご覧ください。こちらは、大川小学校付近においてラジオまたはテレビのワンセグ放送で視聴可能であったと考えられる主な情報に関する表です。この表中の放送時刻は、繰り返し同じ内容が放送される中で、最も早い時刻を示しています。こちらにつきましては、協力を得た報道機関からの情報をもとに作成しておりますが、このほかに情報提供を得られていない報道機関による放送もございますので、これがすべての報道を網羅しているわけではございません。このように、地震直後から各報道機関は、テレビ・ラジオを通じてこれらの警報発表を報道するとともに、各地の津波の来襲状況などについて報道しました。いくつか取り上げてご説明しますと、3時14分、テレビ画面のみですが、予想される津波の高さ10mという報道がございました。それから下から2段目、3時32分、予想される津波の高さ10m以上、こちらはラジオで音声が流れています。

それから59ページ、河北総合支所からの防災行政無線による広報および下の表、公的機関の車両による広報活動、こちらも前回までの委員会でご説明したとおりです。いくつか証言に基づいてご説明しますと、地震後に大川小学校の校庭で、防災行政無線による大津波警報発令の広報を聞いたとする具体性を持つ証言も得られています。それから、河北総合支所の車両が行っていた広報につきましては、それを聞いた地域住民が、尋常ではない言い方だったと証言している一方で、広報車の通行した県道からやや離れた自宅付近にいた住民の中には、何か言っていたが内容は聞き取れなかったと証言する方もいました。また、広報車の走行する速度も、かなり速かったと証言する方もいらっしゃいました。このため、県道から見て校舎の奥側に位置する大川小学校の校庭では、この広報車による広報内容を明確に聞き取ることができなかった可能性が考えられます。

60ページ、(2) 地域住民の動きについてご説明いたします。地震発生後、大津波警報の発表を受け、総合支所から3台の車両が、長面・尾崎方面へと広報に向かいました。うち1台は往路で大川小学校に立ち寄っています。これは、体育館に沿岸部住民の受け入れが可能かどうか確認するために立ち寄ったものです。時刻は3時25分より前でした。教職員に確認したところ、体育館は照明器具落下の危険性があるので受け入れできないという回答でした。市職員らが小学校にいたのは1、2分程度でした。

地震発生後、地域住民の中には自宅から避難してくる者もいました。しかし、その多くは交流会館に避難し、校庭に避難した方はそれほど多くありませんでした。教職員が避難してきた地域住民の対応に追われたということはありませんでした。スクールバスは県道の左側に、長面方面へ向いて駐車していましたが、その後バックして校地内に入っております。

そのころ校庭では、地域住民数名が、子どもたちを整列させるなどの手伝いをしていました。学校付近の道路は、子どもを迎えに来た保護者の車などでやや混んでいた時間帯もあったようです。

支所の車両のうち、学校へ立ち寄らずに直接長面方面へ向かった1台は谷地中付近を走行中、長面の松林を津波が越えてきたのを確認してUターンし、すれ違う同僚の車両に津波の来襲を呼びかけるとともに、釜谷地区内を三角地帯まで戻りました。この間、釜谷の入り口

から三角地帯の信号機あたりまで時速 40km 程度でゆっくり走行して、「松原を津波が抜けてきたので避難してください」「高台に避難してください」と避難を呼びかけましたが、避難しようとする住民も少なくありませんでした。その後、市職員らは、三角地帯で避難を呼びかけるとともに、間垣方面から釜谷方面に走行しようとする車を雄勝方面へ誘導しました。最上屋の前あたりまで、車が 3 台から 5 台滞留したときもありました。

川の水面は堤防の高さを越えるほどになり、北上大橋付近に船が流れてきました。そのため、市職員側らは山に駆け上がって避難しました。雄勝側の斜面は擁壁が続いており登れないため、山の雑木林とコンクリートの境目のあたりを駆け登りました。河北警察署のパトロールカー 1 台が 3 時半ごろに間垣の堤防付近に到着し、1 名の警察官が避難誘導を開始しましたが、その後、まもなく同所付近に津波が来襲して被災しました。

津波来襲時に釜谷地区にいて避難できた地域住民の多くは、津波が来襲したのを実際に見たり、津波来襲を見た人の「津波だ」「高い所に逃げろ」との避難の呼びかけに応じたりして避難しており、津波来襲を確認する前に避難した者は少数となっております。

次のページの表にまとめましたが、津波そのものを目撃して避難した方が、詳細な行動が判明した 28 人中 9 人、津波を目撃した人に言われて避難した方が 16 人、津波を見聞きする前に避難した方が 3 人となっております。防災無線や市職員の広報車からの避難の呼びかけが聞こえなかったという証言も少なくありませんでした。

山に登って避難した地域住民は、交流会館近くの竹やぶから山に登って避難しています。山に逃げる途中で、交流会館の駐車場に移動している小学生の後ろ姿を見た地域住民もいました。地域住民は山に逃げる前、小学生が校庭に並んでおり、教職員や地域住民が子どもたちに「三角地帯に移動します」「一列になって」と声をかけているのを聞いています。「三角地帯に移動します」という声を聞いてから津波が来るまでの間はわずか数分でした。なお、三角地帯まで行けば大丈夫だと考えていたという地域住民の証言もございました。以上です。

室崎委員長 どうもありがとうございました。続いて、学校内における動きについて、大橋委員、よろしくをお願いします。

大橋調査委員 ご報告します。これについては、ここだけではないですが、最初に事務局のほうからご説明を申し上げたように、さらに細部にわたって確認しなければならない点については、まだこの報告に含めていないものもあるということを前提の上、ご報告いたします。

学校における動きを、およそ 15 分おきに区切ってご報告します。地震発生時から 15 時過ぎごろまでです。14 時 46 分の地震発生時、ほとんどの学年は帰りの会の最中でした。3 年生は帰りの会が終わって解散しており、また、4 年生は教室で歌の練習をしていました。このとき学内にいた教職員のうち、クラス担任はそのほとんどが受け持ちのクラスにいましたが、その他、職員室等で揺れに見舞われた教職員もいました。また、地震発生時には数人の保護者が早退等への対応のために学校内、あるいは学校付近にいました。この中には、

地震発生時に来校する途中ですでに帰途についた児童を見かけたという証言をする保護者もいました。

多くの児童は、地震の発生と同時に机の下に隠れました。これは一次避難です。2日前の地震で同様の経験をしていたことが、教職員に指示をされる前の円滑な避難につながったとの証言もありました。クラス担任は受け持ちのクラスにおいて、揺れが収まるまで一次避難を続けるように指示をしたり、泣き出した一部の児童をなだめたりしていました。児童同士でもお互いに声をかけ合い、揺れが収まるまで避難を続けました。

教職員Aは、停電で校内放送が使えなくなったために、揺れが続く中で校舎内を走り回って一次避難を呼びかけていました。3分ほど続いた揺れが収まった後、教職員らは児童を校庭への避難のために廊下に誘導しました。廊下では整然と列を組み、あらかじめ決められた避難ルートにしたがって校庭へ避難しました。これが二次避難になります。この際、すでに帰りの準備が終わっていた児童を除き、ほとんどの児童は室内での服装のまま避難をしました。避難に際しては、通常の避難訓練と同様に、ランドセル等の持ち物は持ちませんでした。ただし、登下校時に着用するヘルメットを持参、もしくは着用した児童が多かったようです。

校庭では各学年2列に並びました。並び順については、平時の朝礼等の際と同じように並んだという証言がある一方で、規則性がなかった、あるいは途中で移動したという証言もあるなど、現時点では、どのように並んだかということについてはまだ判断できません。雪は、校庭に避難したこのころから降り出したようであります。14時52分に、校庭道路側に設置された防災行政無線子局が大津波警報の発令を広報したと考えられます。

また同じころ、地域の住民が、体育館脇の通用門や自転車置き場の脇の隙間などから入ってきています。自転車置き場付近のタイヤ遊具のあたりには、毛布を体に巻くなどして座るお年寄りが数人いたという証言もあります。地域住民は、最終的に10人から、せいぜい十数人程度が校庭に避難してきたと考えられます。釜谷交流会館に避難した住民もいたと思われませんが、その人数は判断できません。

スクールバスは県道の道路上に、長面方面へ向かう第1便のために海側を向いて止まっていた。運転手は、バスの中にいるところを目撃されているほか、バスのそばで保護者と会話をしたり、あるいは、校庭脇にいるところを目撃されているものの、どのように動いたかの詳細は分かりません。

児童は整列した後に点呼が取られました。その後、多くの教職員は指揮台の付近に集まって相談を始めたようです。ラジオを指揮台の上に置き、その放送を聞きながら何か相談をしていたという証言もあります。ただし、一部の教職員は、泣いている子どもをあやすために児童の列に入ったり、あるいは、校舎内の状況を確認するために校内を走り回るなどしていました。

そのころ、地震発生時に学校内、あるいは学校付近にいた保護者の中で、引き渡しを求める保護者が出てきました。教職員Bが引き渡しを記録するよう指示し、教職員Cが校舎内から名簿を取ってきました。そして、教職員Dが担当して引き渡しを始めます。引き渡しはス

ムーズに行われたようです。この時間帯には、少なくとも9名の児童の引き渡しが完了したことが確認できます。このうち、親族以外に引き渡したケースが、少なくとも1名ありました。

迎えに来た保護者の間では、互いに知ってる保護者同士が津波についての情報を交換するなどしていました。中には危機意識を持っている保護者もいましたが、ほとんどの保護者は危険が差し迫っているという認識はなかったようです。

校庭では、教職員から特に指示がなかったこともあり、次第に児童が列を崩しはじめ、輪になって会話を始める集団もありました。防災無線子局の広報を聞いたことなどで、津波が学校まで到達するののかも話題には上りましたが、もし来ても大したことはないだろうといった、危機感のない様子だったようです。ほとんどの会話はゲームや漫画のこと、次の週の時間割のことなど、児童は日常的に行う会話だったと考えられます。

63 ページにいきます。15時過ぎから15分ごろまでです。ここはすぐく情報は少ないですが、引き渡しが完了した児童の中には、すぐ帰ることなく校庭にとどまっていた児童らもいましたけれども、徐々に児童の数も減り、座っていた輪も小さくなったり、あるいは、校庭の樹木で遊び始める児童もいたようです。教職員は、引き渡しと校舎内等の安全確認を続けているほかは、特に目立った変化は見られません。この時間帯においては、少なくとも5名の児童の引き渡しが完了しています。

続きまして、15分過ぎから津波来襲までです。15時20分ごろまでに、引き渡しの教職員が代わったと考えられます。すなわち、当初から主として1人で引き渡しに対応していた教職員Dから、他の教職員が代わる代わる担当するようになりました。詳細については、その下の脚注に書いてあります。これはご説明を割愛します。この時間帯では、津波来襲までの間に少なくとも5名の引き渡しが完了しています。

15時25分前ごろ。これは先ほどの佐藤調査委員からの報告で、25分前ごろということでしたので、そこに「前」という言葉を入れますが、15時25分より前のところに、長面地区の住民を避難させることを念頭に、大川小学校の体育館が受け入れ可能かどうかを市の職員が確認しに来ています。対応した教職員は、落下物等が多くて危険なために利用ができないということを伝えたとされます。この市の職員が校内にいた時間はごく短時間、1分から2分程度で、体育館に関する会話以外は特に会話はなかったということでした。

このころ、地震発生時から県道に止まっていたスクールバスが校門から校地内に後進する、バックするかたちで移動しています。この際、スクールバスが一時的に県道をふさいだため、三角地帯へ向かう数台の車が滞留したという証言もあります。

同じころに三角地帯への移動が開始されました。これが三次避難にあたります。この際、地域住民による「三角地帯に移動します」という声かけがあったという証言があります。移動においては、地域のお年寄りが先頭を歩き、その後に児童が続いていたため、かなりゆっくりとした速度で移動をしていたようであります。移動ルートは、自転車置き場の脇から道路に出て、釜谷交流会館の駐車場に入って、この駐車場を横切り、さらにその先の民家の前

を右に曲がって県道を目指したものと推定されます。

移動を開始したころ、教職員Bは県道のほうに様子を見に行ったようです。恐らく北上川の堤防の上を移動する船舶や、その他の津波の兆候を目撃したか、あるいは、それらを目撃した人の話を聞いたものと推定されますが、戻ってきた際に「津波が来ていますので皆さん急いでください」などと、児童らに声をかけています。

その教職員Bの声がけを受けて列は乱れ、先ほどのように、先頭をお年寄りだった列が、小走りで先を目指した児童もいたようです。校庭から150mほど移動して県道に差しかかったあたりで、先頭付近にいた一部の児童は、新北上大橋直下付近から津波が越流して、その付近の家を破壊した様子を目撃しています。津波を目撃した児童らは慌てて今避難してきた道を走って戻り、釜谷交流会館脇を通って竹やぶのある山を駆け登りました。この付近の斜面は急だった上に、雪が積もっていたために、とても登りづらかったという証言もあります。

なお、列の先頭にいなかったために津波を目撃していない児童らは、逃げている児童がなぜこのような行動を取ってるのか理解できなかつたものと推定されます。児童らが避難をしている間にも陸上を遡上し続けていた津波は突風のような風を巻き起こし、家々を破壊する大きな音を立てながら大川小学校付近に到達し、一帯は壊滅的な被害を受けた、このように推定されます。

続きまして、3.2.5、他の小中学校における震災後の対応についてご報告します。すべて新しい情報ですので、この内容も読み上げてご報告をします。まず、石巻市内の学校園における児童・生徒等の被害状況です。こちらは先ほど事務局からご報告があったとおり、大川小の早退・欠席の人数がゼロではなく、1に修正された表です。表のとおりですけれども、市内全域において死亡・行方不明となった園児・児童・生徒はすべて182人。うち、109人が学校管理下でありましたが、このうち、下校途中を学校管理下とみなすということを除く73人は、すべて大川小学校における被災でした。

県内にその視点を広げても、下校途中などを除く学校管理下の犠牲は合計で74名、大川小学校以外は1名のみとなっております。

続きまして、石巻市内の小中学校の対応状況です。石巻市立の小中学校64校のうち、浸水した学校は24校でした。ただ、先ほど資料を見ていて気付いたのですが、43ページに記載されている浸水校の数は29校となっております。こちらとちょっと一致しません。この次の66ページを見ていただきますと、この情報は、こういった各校の状況について調べた上で情報をくださいということを石巻市の教育委員会にお願いをして、いただいた情報に基づいて私は24校というふうにはここには書いておりますが、前半部の29校との相違につきましては、今後しっかりと調べて特定をした上で正しい数字をご報告したいと思っておりますので、この報告書の中では2つの浸水校の数があるということをご了解いただいた上で話を進めます。

これら24校のうちに、4校は校内に児童・生徒がいなかったために、三次避難をしていません。校庭からどこかに移動したことがないということです。したがって、何らかの三次

避難をしたという学校は、24 マイナス 4 で 20 校となります。これらの 20 校のうち、校舎の 2 階以上などの校地内に三次避難をした学校は 13 校で、大川小学校を含む 7 校が校地外へ三次避難をしました。

これらの校地外に避難を 7 校のうち、荻浜中については、結果として体育館の一部が浸水した被害にとどまったために、仮に校地内、つまり、校舎の高い 2 階とか 3 階とかに三次避難をしていても助かったわけですけれども、残る 6 校、門脇小学校、船越小学校、谷川小学校、相川小学校、雄勝小学校、この 6 校は水没するなどして、大川小と同様に校地外への避難が不可欠でした。門脇小学校は、浸水は 1 階まででしたけれども、漂着物による火災によって焼失していますので、この分類に含めます。

これらの学校のうち、大川小学校を除く 5 校においては、学校管理下における児童の被害はありません。それぞれの学校の特性と震災後の避難等についての対応について、以下にまとめます。

次のページ、表をご覧ください。それぞれの学校の対応を説明する前に表をご説明します。一番左側は学校の名前です。どういう順番に並んでいるかといいますと、まず中ほどに浸水の程度というのがございますが、この浸水の程度が軽いものから、それほど大きく浸水していないものから並べております。ですから、最初のほうにずっと 1 階、1 階となっていて、渡波中学校から 2 階、雄勝中学校も 3 階というように、浸水の程度によって並べました。さらに、浸水の程度が同じである場合は、三次避難をした児童・生徒の数が少ない順に並んでいます。そういうふうに並んでいる表だということです。

なお、この中で網掛けをされている学校、この 5 校が大川小学校と同じ条件、すなわち、校舎の中に残っていて、校地内、学校の中のどこかに避難したとしても助からなかった学校で、それらの同じ条件だった学校について、以下に、どのような避難状況だったかということをご報告します。

まず門脇小学校です。門脇小学校におきましては、地震発生時に 240 人ほどの児童が学校の中にいました。二次避難は校庭に行いましたが、大津波警報が発令されたことを防災無線等で知り、かねてより訓練していたとおり、3 時過ぎには 6 年生を先頭に、学校脇の階段を使って裏山にある日和山公園に避難しています。避難に際しては、その避難をしている最中に引き取りに来た保護者も一緒に、そこで引き渡しをせずに、一緒に同行をし、日和山公園に避難したということでした。

続きまして船越小学校です。船越小学校においては、地震発生時に 5 人の児童が校内にいましたが、3 時 30 分ごろには児童は 11 人に増えて、さらに、加えて地域住民 50 人ほどが校庭に集まっていました。海が見えるところまで見に行った職員が海の状況を見て戻ってきて、「津波が来るぞ」「走れ」「上だ」と伝え、学校脇の舗装道路を国道 238 号線まで上ったということで避難しています。

67 ページ、谷川小学校。谷川小学校においては、地震発生に 12 人の児童が校内にいましたが、3 時半ごろには地域住民 50 人ほどが校庭に集まっていました。消防団員 2 人が、校

庭より低い位置と校庭より高い位置の2箇所で見張り、そのうちの1人が津波の予兆を確認したあとに、学校脇の舗装道路を県道まで上りました。地元の漁師が引き波の状況を見て、さらに高い場所への避難を進言し、県道脇の山を登りました。結果的には、最初の三次避難場所である国道は浸水しませんでした。住民の方の進言を得て、より安全な場所に、さらに避難をしたということになります。

続いて相川小学校です。相川小学校におきましては、地震発生時に45人の児童が校内にいましたが、引き渡しによって3時30ごろには21人の児童が校庭にいました。地域住民については不明です。教師の1人が自分の車を校庭に移動させ、ラジオのボリュームを上げて情報を共有しています。また、防災無線でも大津波警報を聞き、訓練していたとおりに学校の裏山に避難します。そこからさらに山を登れば山頂の子育て支援センターへ到着することを知っていた教員の先導で、山を登りました。つまり、避難をしていたところからさらに、より安全な場所に避難をしたということになります。

雄勝小学校です。雄勝小学校においては、地震発生時に45人の児童が校内にいましたが、引き引き渡しによって、3時半ごろには37人の児童に減っています。加えて、地域住民が100人ほど避難していたと思われまます。

引き取りに来た保護者の1人が、「雄勝湾の水が引いて海底が見えている。いつまでも校庭にいないで早く神社に逃げて」と強い進言があった、このことをきっかけに、もともとマニュアルでも想定していた神社に避難しました。しかし、津波の来襲を目の当たりにして、さらに高く逃げる必要性を感じ、山頂まで道が通じていることを知っている教員の判断で山頂に向かい、さらに奥のクリーンセンターまで、約1時間ほど登ったということです。

以上が石巻市内の他の小中学校での対応と、大川小学校と条件が類似する学校で、どのようにして学校管理下での死亡がゼロになったかということについてのご報告でした。

室崎委員長 続いて、石巻市以外の小学校における避難良好事例ということで、数見委員、よろしく願いいたします。

数見委員 ここでは6つの学校事例を挙げているのですが、逐一、読みあげません。大橋委員が石巻市内の事例を話されましたが、これらの学校は私も全部視察をしております。それから、主に校長から取材もしている。今、石巻市内の学校で校外に避難して被災を免れた学校事例については概要を大橋調査員より話されましたが、それと、宮城県内の他の地域及び岩手県内の事例も含めて、被災を免れたのには多要因があったと思うのですが、こういう条件があったからという点についていくつか挙げてみます。この点についてはもう一度、分析的に整理し、まとめた書き方をしなければいけないだろうと思っています。一つは、マニュアルがきちんとできていて、避難場所がはっきりしていた。学校によっては、校庭への避難などをしないで、とにかく高台に垂直避難する場所に行く、その途中で点呼をしているような学校がいくつかありました。その多くは津波が見えるような地域だったということもあ

りますが、垂直避難を最初から想定して訓練をしていたということが一つです。

ある学校の場合は、早くその高台に逃げるために、前年に、5分短縮できるような抜け道を整備していた。それから別の学校では、ちょうど2年前、避難する山に100数十段の階段をつくってあったという学校もあります。そうした避難経路や避難の方法、その整備をし訓練をしていたという避難の問題が2つ目に大きかったと思います。

3つ目には情報の収集。先ほどもありましたけど、自分のマイカーにいち早く跳んで行って、そのマイカーを校庭の校舎のそばに持ってきて、ボリュームを大きく上げて、教職員でそれを共有したという学校もありました。

防災無線の鉄塔が倒れた地域もあったのですが、防災無線が通用しないということで、行政職員が自転車で大急ぎで通告に行った学校もありました。

それから、チリ地震などの経験から、消防署の職員が、事前にここからさらに高台に逃げる必要があるという情報を連絡していたところもありました。

また、地域の漁師が引き波を見て「すごいのが来るぞ」という連絡を校長に言いに行った学校、別の学校では、お母さんが子どもを引き取りに来たときに、途中で見た海の状況をつぶさに報告し、「早く、早く、そこまで津波が来ているよ」と情報提供した学校があった。そういう情報が早く危機的に伝わったかどうかということが大きかった。

4つ目には、教員の意識や組織的な検討という問題があります。ある校長は、早く来る津波を想定したら3階しかないと思っていたのですが、地域に長く住んでいる職員が、絶対そこは駄目ということで、山に逃げることを職員会で何度も議論し、山へということで徹底して避難できた。そういう検討をじっくり職員間で議論していた管理職のリーダーシップもとても大きかったと思います。

それから、5つ目になりますか、防災教育。大地震が起こるとどうして津波が生じるのかというような知識の啓蒙が、宮城県ではあまりなかったのですが、岩手ではけっこうなされており、それで子どもたちがとっさに逃げるという行動に結び付きました。こんな功を奏した要因はもう少しあるかもしれませんが、さらに整理して、教訓にしたいと思っています。以上です。

室崎委員長 どうもありがとうございました。一応、ここでまた意見交換をしたいと思いますが、ご意見等がございましたら。いかがでしょうか。数見委員。

数見委員 市の職員が乗った車のうち1台が学校に立ち寄ったというところがありますが、このときの職員の意識が、よく分からない。他の広報車は「ここは大変だから高台に避難」と広報してまわっていますよね。しかし、この車の職員は、学校に寄って校庭と同じ低地に避難できるかどうかを聞いている。津波の来る10分前ぐらいの時間帯で体育館に避難できるのかと言っているのがちょっと解せないのですが・・・。このときに「山だ」と言ってくれていれば、事態は大きく変わったと思うので、その辺の状況をちょっと教えていただけます

か。

佐藤美砂調査委員 やはり、市の職員もそういう緊急性は感じていなかったのだと思います。

大橋調査委員 私からも補足しますが、学校に寄った市の職員は、その後、長面の方面に広報するために走行しています。この間、学校に寄っている間に、恐らく残りの2台は三角地帯のほうに登った。つまり、学校にいる間にすれ違ったものだと、今のところ想像しています。そこはちょっと時間をきちんと詰めていかなければいけません、すれ違ったという証言がないので、そうなのではないかと思います。つまり、学校に寄った人は、その後、自ら長面の方向に広報しに行っているわけですから、学校に寄った時点では何の危機感も持っていなかった。

数見委員 大津波警報の情報が入っていなかったということですか？

大橋調査委員 大津波警報の情報は入っています。それは支所を出るときに、もうすでに大津波警報であるということがあるからこそ、長面に行って避難を促しに行くという行動をとっていますので。釜谷には来ないと考えていたので、こういう行動になったと思います。

拡声器で「津波がもう長面の松林を越えたので、皆さん避難してください」ということを言いながら戻ってきた市の職員たちとこの人たちとはもちろん別の人だし、その情報をこの時点でも共有できていないので、そういう危機感のない状態だったと考えます。

室崎委員長 校庭で待機をしているときに、先生同士でどういう話をしていたかとか、あるいは、子ども同士でどういう話をしていたかというところについては、まだ十分精査ができていないということかもしれません。そのあたりはかなり今見えてきているのか、まだよく分からない状況なのかというのはいかがですか。

大橋調査委員 子ども同士の会話につきましては、ここに書いてある以上のことは、恐らく分からないと思います。つまり、何人かの、引き渡されて生き残った人などから話を聞いている中で、子どもらの中で、津波が来たとしてもひざ下チャプチャプ程度だよねとかといったような会話、あるいは、その会話もしていたけれども、むしろゲームや漫画の話のほうが長かった、こういうようなことを証言している児童らがいることから考えて、こういうものではなかったのではないかと思っています。

先生方の行動、あるいは会話につきましては、今、いろいろな情報を精査しているところです。これは先生方同士だけではなくて、地域住民との間での会話もそうですが、今後、もう少し検討した上で、行動にしても会話にしても明らかにしていければと思っています。

室崎委員長 どうもありがとうございます。そうすると、ちょっと時間が過ぎているので、とりあえず休憩を取らせていただきます。事後対応もあるのですけれども、かなり長時間を過ぎているので、後半に回させてください。ですから、次は「3.3 事後対応」からまたご報告、検討させていただきたいと思います。

【休憩】

室崎委員長 時間が来ましたので再開をさせていただきます。

議事で言うと大きな2番目の一番最後のところ、「3.3 事後対応」というところから、まずその説明を佐藤健宗先生、よろしくお願いします。

佐藤健宗委員 では、70ページの事後対応に関する情報という点について、担当である私、佐藤からご説明させていただきます。

いわずもがなではありますが、ここに書かれてあることはほぼ間違いないと認定された事実です。特に、この事後対応に関する部分につきましては、事実の認定だけではなくて、なぜそういう行動・対応になったのかという分析と、そしてそれに対する評価がかなり大きな部分を占めると思います。そのことを念頭に置いていただいて、その前提となる事実だけを抽出しまとめたものでございます。

そのうちの1つ目、まず震災時の市教育委員会における体制。石巻市の教育委員会では、平成22年7月末日までは旧町ごとに地域教育事務所が置かれており、地域教育事務所の所長は本庁の課長級の扱いでした。また、震災当時、教育長が欠けており、教育委員会の事務局長が教育長代理を務めておりました。指導主事は6名という態勢です。

震災直後における市教育委員会の対応状況ですが、震災により、石巻市は東北3県の全市町村の中で最大の被害を受けております。さらに市役所につきましては津波後も水が引かず、1週間程度は水に囲まれ孤立をしておりました。さらに、旧石巻市街の規模の大きい小中学校も津波や火災などの被害を受け、一部の学校では多数の児童の安否の確認ができないというような情報が、一斉に教育委員会に寄せられました。教育委員会は各学校と連絡をとろうとしましたが、なかなか電話が通じず、徒歩や自動車で行ける学校に行って避難所開設の指示を行うというようなことしか、業務としては対応ができませんでした。

さらに、3月11日の時点で、4日後に市立高校の入試の合格発表が予定されていましたが、そのデータが完全になくなっており、それにも対処しなければいけないという態勢にありました。

外部から教育委員会に寄せられてきた情報のほとんどは、避難所への支援要請でありました。市内の多くの学校が住民の避難所となっており、その運用は学校側が行うしかありませんでした。

震災から数日間は、石巻市教育委員会として独自の情報収集は極めて困難であり、自衛隊

など市災害対策本部に寄せられた情報によるところが大きいという状況でありました。その中には、「大川小学校の地区が壊滅状態」とか、「大川小学校では屋根に 20 人避難」などという断片的な情報もありましたが、なかなか具体的なことは分かりませんでした。その一方で、大川小学校以外で、例えば湊中学校の教職員から、「千人以上が 2 日間何も食べていない。周囲の車中にご遺体そのままになっている」などの深刻な連絡も多数寄せられておりました。

こういう状況の中で、震災後の教育委員会事務局の問題意識の中心は避難所運営であります。本来であれば、避難所は市の防災対策課が開設し、その後の管理運営は市役所の保護課が担当することになっておりましたが、市の防災対策課も保護課も大変な状況で、教育委員会が保護課と学校をつなぐ必要がありました。

大川小学校に関する情報がどのように教育委員会に寄せられたかということについては、震災後数日の間、大川小については、校長からも生存教諭からも情報はありませんでした。3月15日付で、河北総合支所から防災対策課へ届いたファクスにより、校長から児童等の安否確認に関する簡単な情報が届き、市教育委員会にもたらされました。

3月16日に初めて校長が教育委員会に来庁しております。校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは3月17日です。このことについて、校長の説明によりますと、現地に行こうとしたが交通が途絶して行くことができなかったことと、ビッグバンで児童の安否情報を集めようとしたためという説明がなされております。3月25日には校長と生存教諭が教育委員会に2人で来ております。

市教育委員会にとって、震災から1週間ないし2週間過ぎたころになって大川小学校の被害状況が他校と比べて特別に大きいことが明らかになってまいりました。それは他校の被害状況の把握が進み、安否不明者の数が減ってきたことの相関であります。

大川小学校における児童・遺族への直後の対応ですが、3月29日、大川小学校において登校日が実施されました。震災後、市教育委員会は各学校の判断で登校日を実施してほしいとの通知を出しておりました。そのため、石巻市内の各校ではそれぞれの校長の判断で登校日が行われました。大川小学校における登校日の日程や持ち方は当時の校長が判断しており、特に教育委員会からの指示・指導はありませんでした。父兄に対する告知は主に避難所の掲示板による掲示で行われ、加えて住宅被害を免れた生存児童宅には直接足を運んでの告知も行われました。

これとほぼ同じ時期となる3月末、市教育委員会において、指導主事の1人が大川小学校の主担当となることが決められました。しかしながら、これは専従ではなく、他の業務も行いながら、担当窓口をこの指導主事に一本化するという位置づけであります。

3月29日に実施された登校日は、生存児童とその保護者を中心に告知がなされたため、必ずしもすべての遺族にその開催が知らされてはいませんでした。そのため、翌30日から31日にかけて、当時のPTA関係者から、この点について配慮不足を指摘するとともに、説明会の開催を要望する声が教育委員会に寄せられ、教育委員会が説明会を行いました。

まず第1回の説明会は4月9日に行われました。この時点での教育委員会の認識は、その時点で得ている情報をできる限り説明することと、保護者の要望を聞いてそれをかなえようというものでありました。開催直前になって、保護者説明会には急遽生存教諭も出席することになりました。この説明会の後は、不明児童の捜索に教育委員会も参加することになりました。

5月上旬から中旬にかけて、生存児童らに聴き取り調査が行われました。生存児童以外では3名が聴き取りの対象となっております。事前に保護者の同意を得ずに聴き取り調査が行われた例もありましたし、聴き取り調査の報告書が作成された後に、聴き取りの際に作成されていたメモが廃棄されたという事実もあります。

6月4日、市長も出席の上で、第2回の保護者説明会が行われました。説明会の冒頭に、「今日の説明会は1時間程度」という言葉があり、質疑の途中で「時間なので」とされて説明会は終了したということでもあります。

6月25日、空席であった教育長に境直彦氏が就任しました。境教育長は就任記者会見の場で全遺族宅を訪問すると表明しました。事前に訪問を拒否された2軒以外は全遺族宅を弔問しております。

平成24年1月22日、第3回説明会が行われました。生存教諭が6月3日、第2回の説明会の前日に学校でファクスで送付したという手紙が公開されました。

現時点で以上でございます。

室崎委員長 どうもありがとうございました。

事後対応の中に、前に少しここでも議論したかもしれませんが、直後の救助・救出、遺体捜索等の対応はどうだったのかということがあって、それが石巻市全市でどう行われて、その中で大川小学校がどうだったかというようなことも、たぶん一つ課題として残っているように思います。

もう一つは、この流れの中でつかめるのですが、やはり遺族の方や子どもさんに対するケアというのを、どの段階でどういうかたちで行っていくべきであったのか。逆に言うと、事実としてはどういうかたちでそういう対応が行われたのだろうかということも、もう少し分かるのであれば、そのへんもつかんでいただければありがたいと思います。

3番目は、これは事後対応に入るかどうか分からないですが、私自身が思っているのが、こういう検証委員会の検証の仕組みが、もう少し自動的に立ち上がるというか、要するに1年もたってからつくられるということではなくて、他の大きな災害もそうなのですが、たくさんの人々の命が奪われたときの第三者的な検証の仕組みが必要だと思います。そこで今回、どういう経緯でこれが立ち上がったかということも、たぶん要るような気がします。一番重要なところは今日のもので出ているように思うのですが、そういう周辺部の事実も確認ができることがあれば、仕事をまた押し付けるようで申しわけないのですが、ちょっと調べていただければありがたいなと思います。

では、そういうことを踏まえて、今日はもう一つ、今からしっかりやらないといけないのですが、議事2番目の、今後の分析の方向性についてというところがございます。たぶんそこで、この分析をどうするかとか、原因をどう捉えるかというご意見もあろうかと思imasuので、今までの事実確認も踏まえて、少しその点に突っ込んだ議論をさせていただきたいと思っています。

まず、資料2を事務局のほうでご説明をいただいて、ご意見を伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【2. 今後の分析の方向性について】

事務局 資料2は、今後の分析の方向性についてということで、これまで、いろいろと委員・調査委員と個別にご相談をさせていただいたり、作業チーム打合せでご意見をいただいたものをもとに、事務局の案として本日ご用意した資料でございます。

まず、全体の最終報告書の第4章にあたります「分析」の構成でございますが、事務局としては大きく3つに分けてはどうかと考えています。

まず1点目が4.1として、当日の避難行動に関する分析ということで、やはり事実情報を確認した上で、最終的には推定を大きくしなければならぬ部分がございますので、得られた事実情報から、当日どのような情報をもとに、どのように判断し、どのように避難したのかということ进行分析いたします。

それに引き続きまして4.2として、当日の避難行動と事前対策の関連から見た被災要因の分析ということでございます。4.1で分析した当日の避難行動の結果を踏まえまして、なぜ、結果的には避難が遅れて多くの犠牲が出たのかについて、さまざまな要因が多数重なったためであると考えまして、どのような要因があり、それらが重なったのかということ进行分析していくというのがこの節でございます。

最後に4.3として事後対応に関する分析。これは、先ほど佐藤健宗委員からもご指摘がありました。事後対応については事実情報以上に、何が問題で、それがなぜなのかという分析をするというところが大きなポイントではないかと思っております。そこを1つの節として取り上げるということを考えています。

その下の枠はご参考までにでございますが、運輸安全委員会の事故調査報告書などで、分析の結果の表記については、推定の確実さの度合いによって語尾を大きく変えているということをご紹介申し上げております。100%断定できる場合は「認められる」。断定はできないがほぼ間違いない場合は「推定される」。可能性が高い場合は「考えられる」。可能性がある場合は「可能性が考えられる」と、運輸安全委員会の場合はですが、4段階になっております。こちらについては、今後作成していく第4章の分析はもちろんです。第3章の事実情報のところでも若干推定のところがございますので、最後、いろいろと議論した上で、どの程度の確度なのか、そこは最終的に皆さまのご討議の結果を踏まえて決めていく必要があ

ると、事務局は考えております。

以下、ここの分析の方向性のうち、特に4.1の当日の避難行動の分析と、それと事前対策の関連から見た被災要因の分析について、論点というかたちで事務局で案をおつくりしました。1ページの一番下に注意書きでお示ししておりますとおり、この論点案、本日の席上で議論していただくために素案としてお示しするものでございまして、委員会として確定したのではないということを前提にお聞きいただければというふうに、傍聴の皆様をお願いいたします。

めくっていただきまして、2ページから3ページの上にかけてが、当日の避難行動に関する分析の論点素案でございます。かなり事実情報が明らかになってきておりますので、こう解釈してはどうかということを6点ほど事務局でたたき台をご用意いたしました。

まず1点目、当日、津波に関して、学校側、特に教職員が、どのような情報を得ていたのかという点がございます。得られた事実情報から推定されることのたたき台でございますが、少なくとも1回目の防災行政無線は鳴っていたと推定されまして、そのスピーカーが校庭の比較的近くにあったことを考えますと、これを聞いていたものと考えられます。また、迎えにいらっしやいました複数の保護者から、大津波警報の発令は聞かされていたと推定されます。さらに、ラジオなどを用いて災害情報を入手していた可能性があります。

したがって、少なくとも大津波警報の6mという初期に出された情報は学校として得ていたと推定されます。ただし、予想津波高10mに変更されましたが、それが15時14分の変更であり、それが得られた情報の範囲ですが、ラジオで最初に放送されたのが15時半ぐらいであったことを考えますと、その10mまで変更されていた情報を得ていたかどうかについては、現状不明です。また、消防車や河北総合支所の広報車が通っていたわけですが、その広報が聞こえていたかどうかについても現状では不明でございます。

2点目、津波来襲の危機感をどのくらい持っていたのかということでございます。当日の校庭の中での動きに関する事実情報から考えますと、少なくとも当初は、校庭から避難する必要は感じず、むしろ避難所運営や避難者受け入れなどに注意が向いていたものと考えられます。

また、津波に対する危機感は、さまざまな情報、恐らく迎えに来た保護者などから事前に指摘をされる、あるいは地域住民からの指摘もあったかもしれません。それを受けて、時間の経過とともに徐々に高まったのではないかという可能性が考えられます。

3点目ですが、それでは何をきっかけに避難をするということで移動を開始したのか。これについては、可能性が考えられることとして5つ挙げております。

まずは、河北総合支所の広報車が長面方面から戻りつつ行っていた広報を聞く。これは、広報が聞こえていたのかどうかという問題もありますので、可能性が必ずしも高いわけではございませんが、一方で、地域住民の方が尋常ではない声で広報していたということがございますので、これをきっかけにした可能性がある。

あるいは、2点目ですが、ラジオで比較的近い近隣の海岸線へ津波が来たという報道がな

されます。例えば 15 時 21 分に女川で屋根までの津波、あるいは 15 時 26 分に鮎川で 3 m 30cm の観測があったというのがあります。これをもし聞いていたらというのがあります。

3 点目が、同じくラジオですが、予想津波高 10m を聞いていた。これはまだ情報提供のご協力を得ていない報道機関がございますので 100% 確実ではございませんが、現時点で委員会として入手している情報の中では、これがラジオで報道されたのは最も早い時刻で 15 時 31 分でございます。これがきっかけになった可能性。

4 点目として、これらいずれかの情報を得た地域住民または保護者から避難の必要性を指摘されてという可能性もございます。

さらに 5 点目として、何らかのかたちで教職員のいずれかが様子を見に北上川や富士川のほうへ行き、そこで津波の遡上する姿を見てという可能性も否定できないと考えています。これは、事務局としてあり得そうなことを並べておりますので、そのどれが最も確からしいかについてこれから議論していただく必要があるかと思ひます。

4 点目でございます。避難を開始すること、あるいはどこへ避難するかということをございます。さまざまなお話から、避難をしようという声かけを教職員と地域住民の両方がされているということなどを考えますと、恐らく教職員単独ですべてを決めたのではなく、地域住民と相談の上、校庭にいる地域住民——10 数名であったというふうな事実情報にありますが、それらとともに三角地帯を目指すということにしたのではないかと考えております。

5 点目は、なぜ目指したのが三角地帯だったのかということでございますが、釜谷地区の学校側から見まして、比較的近隣であつて高い位置にあり、なおかつ平坦な土地だったためということが考えられます。

ここで、避難を呼びかける支所の広報車の職員がそこにいたということも分かつておひまして、であれば、あそこへ行こうというふうに、その意思決定に関与した可能性が考えられるかもしれないと思ひますが、そもそも、支所の広報車の職員がそこにいることを学校側が知っていたのかということも疑問がありますので、ここは現時点では「？」としておひます。

6 番目ですが、なぜあのルートを通つたのか。先ほどもありましたように、釜谷交流会館の駐車場に抜け、その奥に入ってしばらく山沿いの道を通つて、右に折れて県道へ抜けるルートを通つておひます。そのルートを選んだ理由ですが、次の 3 つのような理由から、地域の状況に詳しい地域住民が経路を選んで先導を務めた可能性が考えられるというふうに整理をしてみました。

まず 1 点目は、大川小学校と釜谷交流会館の間の道路を県道に向かつて一旦すぐに県道に出るルートよりも、若干ではございますが距離的には短いということがございます。

2 点目として、大川小学校と釜谷交流会館の間の道路、迎えに来た保護者の車両などがあつたということが分かつておひまして、若干駐車車両が邪魔をして通行しにくくなつた可能性があろうかと思ひます。

さらに 3 点目ですが、大川小学校と釜谷交流会館の間の道路を県道に向かうということは、

すなわち低い土地の中を河川に近付くというルートになります。それは、津波の危険性を考えていた場合に避けるべきルートと考えられた可能性がある。このような理由で、このルートが選ばれたのではないかと考えてみました。

当日の避難行動に関する分析の素案は以上でございまして、次が、避難行動と事前対策の関連から見た被災要因の分析の論点素案でございます。

前提といたしまして、大川小学校において多数の児童および教職員が被災したのは、まずは何よりも、ほとんどの人が事前に想定していなかった巨大な津波が、海岸から遠く離れた内陸の学校を襲ったことによるものである。このことは否定しがたい事実でございます。

それでもなお、そうした被害を防止したり軽減することができなかった理由として、多くの要因があり、そのどれか一つでもうまく逃れていれば被害が防止・軽減できたところ、これら要因がすべて重なって存在したためにこのような大きな被害が生じてしまったというような考え方で考えた場合、これを分析して、今後同じような被害を防止・軽減するために、きちんと教訓を導き出す。

そういった考え方を前提にしまして、このため、あえて津波の規模や来襲の状況、あるいは地理的条件などが異なる他校の例と比較をして、違っていると考えられる点を要因として考えていってはどうかというふうに事務局で考えました。

これはまだ大変粗くて、本日、もっとこのような要因も考えられるのではないかとということをご意見をいただきたいところでございますが、それが4ページに記載しておりますものでございます。

一覧になっていますが、左側に当日の状況に関する要因、右側にその背景を成していると考えられる事前対策などの背景要因として考えられるものを挙げております。すべて挙げ切っているわけではございません。

大きく4つございまして、まず1つ目が、地震直後の津波危険に関する認識でございます。当日の状況からしますと、津波来襲の可能性が高いとは考えていなかった。また、他校で実際に見られたような、地域住民などによる強い避難の進言がなかったということがございます。

その背景には、ハザードマップの予想浸水域外であったということ。それから、津波の際の避難所として指定されていたこと。さらに、過去の津波被災経験が、少なくとも人々の認識の中ではなかったということが挙げられます。

2点目が津波に関する情報の収集でございます。当日の状況として、津波の来襲の状況が見えない。海が見えた学校とは大きく異なっていることがございます。それが、直接海が見えない立地であったり、建物の設計であったという背景の要因を持っております。さらに、他校で行われたような積極的な情報収集が行われていたわけではなく、来る情報を受け取るというかたちでの情報収集が行われていたと考えられます。

3点目、避難先と避難手段でございますが、少なくともマニュアルに三次避難先は規定されておりましたが、そこは利用できないということでございます。それは、背景要因として、

津波をもともと想定していない避難先であること。さらに、その中には、マニュアル策定時の検討は必ずしも十分ではなかったのではないかと考えています。

2点目として、裏山と呼ばれている山を避難先とはできなかったことがあります。その背景として、崩れやすい山という認識があったということ。過去の土砂災害の経験を踏まえてそのような認識があったということ。それから、登りやすい避難路として階段・通路などの設定がなかったこと。さらには、教職員の中に、非常に裏山に詳しい方が必ずしもいなかったということが考えられます。

3点目です。2階建ての校舎で屋上がなかったということで、避難先が校舎内にあり得なかったということがあります。これは、津波を想定していない設計であったということです。さらには、バスや車等の利用を考えていないということもございます。これは背景要因として何があげられるかということは、事務局では抽出できませんでした。

さらに、避難の意思決定でございますが、最高責任者である校長が不在であったこと。それから、緊急の決断が下せない人間関係があったのだらうかということで、その背景として、トップダウンで一方向的に指示をするよりも、人間関係の構築を重視し、相談して決めていくような組織運営があったのではないかとというようなことが想定されます。

さらに3点目として、集まってきていた地域住民の方々の存在。避難者対応、避難所運営に対することで、背景として、直近のさまざまな研修その他も含めて、かなり避難所運営に対して学校教員の意識が向いていたのではないかとということが挙げられます。

まだまだ、これは極めて不十分なたたき台でございますので、ぜひさまざまなご意見をいただければと思います。

以上でございます。

室崎委員長 たたき台ということですので、自由にご意見をいただいて、ここはもう少しこうしたほうがいいのか、こういう視点を付け加えたほうがいいのかがあれば、遠慮なくご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

私のコメントは、2～3ページは、なぜそうなったのかという分析の視点なのですが、4ページはもう少し、単に分析ではなくて原因にまで突っ込んだような項目が挙がっていますね。だから、2～3ページのところの6つの論点と、4ページの要因みたいなものが、もう少し立体で組み合わせているというか、この問題はここと関係しているとか、少しそういうものが見えてきたほうが良いように思います。

なぜかという、逆からたどっていくというか、どうして亡くなったのかという、一番重要なのはやはり避難のタイミングと避難先で、その決定が最も根幹だと思うのです。例えば10分でも早く動いていたらどうだったのだらうかとか、あるいは、これはもう結果論ですが、もっと安全な場所に向かって避難していたらどうだろうかというようなことで、これは結果論なのだけれど、でも最終的な判断、避難を始めたタイミングなり避難に向かった方向が、結果としては間違っていたので命を落としたということですよ。

じゃあ、それはどうしてかという、その1つは、避難開始時間と避難先を選んだということで、その意思決定のプロセスががまず根幹にあって、それを左右する条件として情報がどう入ってきたかというような情報の問題だとか、日ごろの危機意識の問題だとか、周辺の課題などがある。これが原因かもしれないですが。

気持ちとして、これらの関係が、もう少し立体的に見えるようにしたい。これは事務局に要求するのではなく、われわれがやらないといけないのですが、少しそういう見方があったらどうかなという感じがします。

大橋調査委員 まずは1点、事実関係として、この資料の中で確認というか、ちょっと違うんじゃないかなと思うことが入っています。3ページ目の、なぜあのルートを通ったかということについて、a)若干近道になるということを挙げられていますが、恐らく遠回りです。距離としては、校庭から校門に抜けて県道へ行ったほうが直線的ですから。校庭から一旦釜谷交流会館の駐車場に入るためには山側に戻らないといけないので、距離としては直接県道へ出たほうが近いと考えられます。

逆に、距離として近いのになぜそちらに行かなかったのかということのほうが、そのルートを選んだ理由を想像していくことにとって重要なのではないかなと考えます。ちゃんと測ってみないと分かりませんが、地図を見る限り、ここは事実とちょっと異なるのではないかと思います。この点こそがルート選択の理由に関わってくると考えます。

室崎委員長 どうもありがとうございました。では、その点はさらに検討するということでよろしいでしょうか。

大橋調査委員 もう1点、私の分析したところに関わることで重要だと思われるのは、2ページ目の③の、なぜ、何をきっかけに避難を開始したかということです。

これについては、きっかけというのが重要なポイントだと思うのです。ちょっとどう表現したらいいのか難しいのですが、津波が来ないだろうと、恐らく地域住民も含めて思っていたわけですね。その人たちが曲がりなりに避難を開始したわけです。来るだろうとあって、例えば情報を集めて、もうこっちに逃げようというふうに避難をしたというのではなくて、津波なんかここには来ないと思っている人たちが移動を開始したわけですから、相当、直接的な何か引き金になっていないとおかしいと思うんです。つまり、女川で何かが起こったとか、鮎川で何かが起こったというのは、大川小学校のことにリアルに影響を与えないだろうと。

地域住民の証言の中には、市の広報車が長面のほうから、長面を津波が越えたから避難するよという呼びかけをしっかりと聞いている人もいます。しかし、その人たちでさえ、長面では津波が越えたかもしれないけれど、ここになんて来ないのに、なんでこの人たちは慌てるんだろうねと言って、結局避難しなかったという人もいます。長面の情報を与

えられてさえ避難を開始しなかったぐらいの意識が、この地域を恐らく覆っていたと考えられるわけですから、相当何か直接的な情報がないと避難を開始しないのではないかというふうに私は考えます。

したがって、このaからeの中でいうと、bとかcとかは、我が事と考えるには弱いのではないかなと思います。

室崎委員長 2つ検討事項があつて、決定的なことがあつて動いたということもありますが、決定的なことはないけれどもなんとなくいろいろな情報が伝わってきて、地域の人や保護者から逃げたらいよいよと言われて、大丈夫だと思うけれども取りあえず動いてみようかという、あんまり大したことがないのに動き始めるという可能性はあるわけですね。移動するにしても、お年寄りを前にしてかなりゆっくり隊列を組んで動こうとしていて、ある先生が津波が来るぞと言ってきて初めて、それが引き金となつて瞬間的にうわつと逃げようということになったとか、そういう見方もある。だから、何かそういう決定的な要因があつたのかなかつたのかということの一つのポイントが、たぶんそこにある気がします。それに尽きるのかもしれませんが、もう一つの要因は、むしろそういう外からの情報ではなくて、中での議論の中で、やはり議論をしているうちに移動したほうがいいのではないかという意見が強くなったという可能性もある。そさらに言うと、今、大橋委員が言ったことを証明するような出来事は見つかるのかということもあります。なかなか難しいところだと思います。ちょっと評論家的なコメントで申しわけないのですが、重要なポイントだと思います。逆に言ったら、もっと早くに動き出して逃げられなかったのかという思いも強いわけですね。

大橋調査委員 一つ、現時点ではまだ精査が必要なので報告書の中には含めなかったいくつかの情報の中の一つとして、大川小学校の校庭に津波が来襲して人の命が奪われるような状況を想定していたら、そんなことはできなかつただろうと思われるような行動が実際にあるようなんです。ここはまだ精査の必要がありますけれども。そういうことがもし事実として確認されれば、今、先生がおっしゃった、何か決定的で本当にこれはまずいから避難しようというのではなくて、まあとりあえず避難しておこうとか、大丈夫だろうけれどより安全な位置に避難したほうがいいのではないかといったようなことも考えられます。

ですから、現時点で集まっている情報をさらに精査することによって、もう少しこの避難のきっかけのこと、それが先ほど先生がおっしゃったように徐々に避難意識が高まっていつて、どこかでやっぱり行こうとなつたのか、何かの大きなきっかけがあつてそうなつたのか、あるいは両方の要因が合わさつたのかといったことについて、本当に真実のところは分からないかもしれませんが、できるだけそこに迫るような精査をしていきたいと思っております。

室崎委員長 どうもありがとうございます。

私から、これは、委員長としての意見ではなく、個人的な意見として聞いてください。こ

の前も少し言ったのですが、例えば小学校をつくるときに、それまでも洪水が出たという記録があるから、津波ではなくて洪水が来るかもしれないから屋上を避難広場にしようという設計理念があれば、屋上をつくっていたかもしれない。今度のは屋上ぎりぎりなので、屋上に逃げれば助かるかどうかは分からないけれど、屋上をつくっていればという仮定がありますよね。かつ、山が大きく崩れて山の斜面を修理するときに、どうせ修理するのだったら、津波に備えて、もう少し言うと、そこでシイタケ栽培とかをやっていて山を教育で使っているのだったら、山に登りやすいように、少し同時に階段をつくっておこうとか、そういうことをしておいたら。あるいは、津波のマニュアルをつくるときに、大津波警報が出ているわけだから、津波が来るというのを誰がその情報を見に行くかをしっかり決めているマニュアルをもしつくっていたらとか。あるいはもう少し言うと、校長先生がもしそこにいてリーダーシップを発揮したら。これも仮定条件ですが、そういういくつかのことがずっとつながっている。

先ほど大橋委員・数見委員が報告された、他の学校は、どれか1つだけクリアしている。例えばマニュアルをちゃんとつくっていないのに、たまたま学校に3階建てがあったから助かったというようなところがあったりする。大川小学校の場合は、本当に不幸なことに、そういうものがいくつも重なり合って、それが全部クリアできなかった。結果として、そういうものの積み重ねの中で大きな被害を生んでしまっている。

じゃあ、それは一つ一つなのだけれど、それを見直していくと、その一つ一つの根幹に何か共通の部分があるかもしれないわけで、例えばそういう危機管理教育が石巻市でちゃんとやられていたのかというのも——とても言いづらいのですが——、あります。それから、学校として、校長先生のリーダーシップがちゃんと機能していたか。いろいろな要因の根底にある背景要因と直接要因というか、何かそういう整理の仕方もあるような気がします。考えられる問題は全部抜き出すという確認はとても大切なのですが、それを踏まえながら、やはりこれが問題だということをごーっと出していってみるというようなやり方も必要かもしれないと思います。ここが一番大切なところなので。

多様な要因が絡み合っているものをどうやって解き明かして、かつそれをできるだけ将来の教訓につなげていくようなかたちで、まとめることができないか、ということだろうと思います。

先ほど言いづらいと言いましたが、石巻市教育委員会はちゃんとしていたのだろうか。これはとても重要なことですが、今後教育委員会の在り方に関わる、1つの問題点であるかもしれないので、次の教訓を残すという意味からも、事実から引き出す要因構造と教訓を残すという意味での要因構造みたいなものを、うまくすりあわせしていく。犯人捜しをするのではなくて、今後の教訓を明らかにするためには、原因をシビアに明らかにしなければいけないと思うのです。そのあたりを各委員の方がどう思われているか、お聞きしたい。

美谷島委員 4ページ目の「避難の意思決定」のところですべて思っているのですが、先生

の中には、裏山と思っていたり、もしくは雄勝のほうに行こうかとか、たぶんいろいろなことを考えていらしたと思うのですが、そういう中で、平時のときと、緊急のときの違いとか、緊急のときはこういうふうに決断を下していくのだという、ものが教職員の間で共有されていたのかなど、思ったのです。

というのは、飛行機でコックピットの中に3人いたとします。パイロットの話を聞くと、平時はフラットな関係だけれども、緊急時で何か起こったときは必ず、リーダーは、やっぱり機長に決まっている。今回の大川小の場合、そういう緊急の場面の時は、学校の中できちんとリーダーシップがあったのか。すごく感じているのですけれども、その点について知りたいと思ったのです。

室崎委員長 とても重要な指摘だと思います。芳賀先生が専門かもしれませんが、緊急時の意思決定なりリーダーシップ、仕組みとしてどうだったのか。これはかなり重要な論点である気がいたします。

数見委員 一般的に言うと、落としどころという言い方になると思うのですが、私は最終的には学校管理下での事故であり、その意思決定のところに集約される要因がかなり絡んでいると思います。大橋調査委員がおっしゃられたように、大川に特異な津波がきたという問題が自然の条件として根底にあるけれども、それが被災に結び付いたというところは、やはり意思決定にあったと思います。学校の避難行動に集約するかたちのモデリングとか、いろいろな関連性を構造的にとらえる分析をぜひやらなければいけない。極端にいうと、人災なのか、自然災害なのかということになりますけれども。人災と言ってしまうのもどうかと思うのですけれど、最終的に教訓とする場合には、自然の条件が原因であると言うとやむを得ない事故になってしまうので、やはり教訓をきちっと押さえる捉え方をしなければと私は思っています。

室崎委員長 ありがとうございます。一般論ですが、人災か天災かの二者択一のものほとんどあり得ないです。基本的には人災的な側面と天災の側面が複合・結合して被害を受けているので、そういう意味では自然の津波の大きな破壊力にも目をつむってはいけないし、他方でいうと人間の行動の弱さ、緊急時の判断力というところにも問題があったかもしれない。両方を見なければいけない。そこをどういうモデルで説明するのかということだと思うのです。

南調査委員 この資料で3ページの、避難行動と事前対策の関連から見た被災要因の整理をしていますね。これを見たときには、スイスチーズのことを文書化している感じで拝見したのですが、そうですか。

事務局 スイスチーズモデルというものを概念としてはおいてありますけれど、あえてそのようには表現しておりません。

南調査委員 古典的なハインリッヒのドミノ理論では、1つのコマを取ると連鎖反応を起こさないから直接災害に至らないと唱えているのですが、スイスチーズもある意味では同じようなことを展開しているように理解したのです。例えば、ハインリッヒでいうと、最初のコマが倒れてだんだん連鎖反応として、最後にどかんといくということなので、取り上げるコマはいろいろな条件があるだろうけども、時間の流れというのがありますね。スイスチーズにもあると思うのです。

4ページの表でいくと、上のほうから時間的に下のほうに経過していきますね。津波が来るかもしれないという、非常に差し迫った限界状況でどう反応するかも、極めて重要な問題なんでしょうが、それ以前にずっと遡っていくと、時間的にはごく初期の段階で決定的な要因があったのではないかと、という攻め方もあるような気がしているのです。

だから、将来に長く教訓を残すためには、決定的に欠けていたこと、それは今後100年、200年後にも、まず、このことだけを取らなきゃいけないということを押さえなければ、この災害にまた見舞われるという感じがするのです。そういうことで言うと、津波来襲の可能性が高いと考えず、地域住民等に津波に対する危機感がなかったということが、時間的にいったら最初のこと。それだけでいいとは言わないけれども、そのこともきちんと詰めておかないと、今後の対策としては不十分だと感じがしてならないのです。以上です。

室崎委員長 いろいろな要因がある中で、一番根幹的なのとか、一番大きな要因は何かということをちゃんと探さないといけません。なかなか難しく、今、南先生が言われた、津波来襲の可能性が高いと考えずということ一つをとってみても、その根底には、過去の災害の歴史や教訓がきちっと伝えられていなかったとか、あるいはハザードマップ一つをとってみても、それが本当に正確につくられていたかどうかもある。さらに、リスクコミュニケーションとかたちで、マップの意味を住民にどう伝えていたかというようなこともありますし、そういう土壌がベースにあるということも言える。それ以外の要因があるかもしれないので、その辺を詰めていかないといけないだろうというのは思うのですね。

翠川調査委員 今と関連するのですが、逆に津波の可能性が高いと考えなかった地域というのはほかにたくさんあるわけで、特にきちんとした対策も事前に立てていなかったにもかかわらず、結果は免れたところもあるわけです。根本的に何が欠けていたということももちろん大事だと思うのですが、危険を感じたときになぜ一番近い山に行かなかったのかとか、なぜ三角地帯に行ったのか、なぜもっと早い時刻じゃなかったのか。そこもきちっと詰める必要があると思うのです。もちろん南調査委員もおっしゃっているのですが、どこを重く見るかというのはなかなか難しいのかなと。

首藤委員 今の問題とはちょっと違うかもしれませんが、とにかくこの経験を、本当にこれから50年、100年と、こういうことが起きないようにと続けていく体制は何かということもついでに考えていただきたいと思う。といいますのは、宮城県が一番いい例なのですが、昭和の津波の4カ月後ぐらいに、宮城県はここは住んではいけないところ、ここは住んでもいいところと決めました。住んではいけないところに住んだら、罰金か拘留に処すという条例までつくったのです。それでいながら、その条例を廃棄するという記録もなくて、いつの間にかもう20年後ぐらいに忘れられました。その一番いい例が相川なのです。相川小学校のあったところは、本当はあそこに住んだら罰金をとられる、あるいは拘留されるというような場所であったのに、そこにまた住居が復活して、小学校まで復活された。ですから、そういうように忘れやすいということをどうやってとどめて、今回の教訓を残すかということも、一応、片隅に置きながら、私は議論をしていきたいと思います。

室崎委員長 はい、どうもありがとうございます。今日は広いご意見が出たので、継続審議ということで、またいろいろなかたち、事務局なり、私なりにご意見を言っていただいて、少しこれからどんどんこういうことを深めていって、組み立てないといけないと思います。引き続き議論させていただくということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、最後になりましたが、その他というところで、資料3、これはまた事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【3. 有識者公開ヒアリング・一般からの意見募集について】

事務局 資料3として、「有識者公開ヒアリング・一般からの意見募集について〈事務局案〉」をご説明します。ただ今、委員長からも話がございましたように、これから分析を進めていく中で、委員会としてさまざまな観点のご意見をいただいて、それを分析し教訓を残したいということで、このようなかたちを考えています。

位置づけでございますが、検証委員会がこれまでに実施した事実調査（事実情報の収集・整理）結果についてとりまとめた「事実情報に関するとりまとめ」、本日の資料1－3でございますが、これをお示しして、ご意見をいただくということになります。※印をお書きしましたが、委員会としての分析結果（案）も含めてすべてを記載した「報告書（案）」に対する意見募集ではなく、事実情報に基づいて、今後の分析の方向に生かすようなかたちのご意見をいただきたいということでございます。

目的は記載したとおりでして、これについては第4回検証委員会で申し上げております。具体的には、事実情報に関するとりまとめをもとに、次のような観点からご意見を得るということで、今後、委員会における検証、特に分析や再発防止対策の提言に生かしてまいりたいと考えております。

観点として3つ挙げております。まず、すでにお示しした事実情報の中で、まだ不足しているので、さらに収集・整理すべき事実情報は何かということ。それから得られた事実情報をもとに、どのような視点で分析を行うべきかという分析の視点。それから3点目として、今後の再発防止策として、どのような視点で検討を行うべきか、提言の視点はどのようなものを求めるか。こういったご意見をぜひとも委員会外部からいただきたいということでございます。

方法は(1)として、すでに前回委員会の席上でご了承をいただきましたが、次回、第6回の委員会席上で、有識者の公開ヒアリングを行います。その下の3行は前回の合意事項ですが、裏面にいつていただきまして、前回、①～⑤の分野で有識者をお願いしようということで、事務局として関係者をお願いをしてまいりました。今、ご協力いただける有識者として、5名の有識者の方にご快諾をいただいております。11月3日か4日が候補ということをお願いしていたのですが、いずれもご予定が合わないということで、うちお二方については、事前にご意見をいただく場面を撮影してこの場で動画を流させていただく、あるいは事前に事務局がご意見を聴取いたしまして、その結果をとりまとめた文書をご本人に確認していただいた上で、事務局からご紹介させていただくというかたちになろうかと考えています。

ここまでの前回の委員会でご議論を踏まえて事務局としてご準備申し上げたことでございまして、加えまして(2)でございまして。関係者や一般からもご意見をいただいたほうがいいのではないかとということをご提案申し上げます。有識者公開ヒアリングは11月3日に実施でございますけれども、それと平行いたしまして、事故関係者についてはもちろんですが、その他の方からも意見をいただくという仕組みをおつくりしてはどうかと思っております。事故関係者については、特に事実情報に関しては、関係者には異議申し立ての機会をご提供することが、やはりご本人の人権尊重の意味でも重要かと考えておりますので、その位置づけも兼ねてと考えております。

方法は、記名式で、お名前、ご住所、ご連絡先を記載の上、メールもしくは郵送にて事務局宛てにお送りいただくということを考えています。

求める意見の内容は、有識者に対するものと同じでございまして。

募集期間としては、本日のご議論を踏まえまして、大きく変更することはないと思っておりますけれども、誤字脱字をなくした「事実情報に関するとりまとめ」をなるべく早めに公表いたしまして、それから11月11日ぐらいまでを目安としてお送りいただきたいということで、ホームページに告示するとともに、関係者にはそのようにお知らせしたいと考えています。

また、募集後の取り扱いでございまして、寄せられたご意見は、基本的には文書でいただくことを予定しておりますので、それは個人情報やプライバシー保護のため秘匿すべき部分を除きまして、すべて公開とするということを想定しております。これは、次々回の委員会で参考資料として配付しまして、委員会として、それらのご意見を踏まえた上で、第7回の委員会でさらなるご議論をいただきたいと考えています。

以上でございます。

室崎委員長 資料3の、意見募集についてということにつきまして、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。有識者のヒアリングはもうすでに、前回決めていただいて、今日は候補者案というか、内諾を得ているので、この5人の方に決定ですよ。これは前回に決めたことです。

今回はもう一つ、一般の方の意見をしっかり聞いていこうということで、こういうかたちにしたいということでございます。これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日のご提案については、このとおりに進めていくということにします。

あと、事務局のほうから、その他でお諮りいただくことはありますか。

事務局 お知らせでございまして、すでに申し上げていますが、次回の委員会は11月3日、有識者公開ヒアリングということで開催させていただきます。その次の回、第7回でございまして、こちらもすでにご遺族等にはお知らせしておりますが、11月30日です。以上です。

室崎委員長 ほかの委員の方から何か、付け加えることとか、ございませんでしょうか。

では、今日は長時間ありがとうございました。時間になりましたので、これで終了させていただきます。

(終了)